日薬業発第 272 号 令和 5 年 11 月 7 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会会長 山本 信夫 (会長印省略)

薬局機能情報提供制度の改正等について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局長及び厚生労働省医薬局総務課長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「薬局機能情報提供制度」における定期報告に関し、令和6年1月報告分より「医療機関等情報支援システム(G-MIS):Gathering Medical Information System」の利用が開始されることに関しましては令和5年4月12日付日薬業発第23号にて、また、薬局機能情報提供制度の項目等に関し、令和5年度「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の全国統一システムの運用・保守・改修に係るプロジェクト管理支援業務」第1回検討委員会での審議結果を踏まえ、所要の見直しが検討されていることに関しましては、令和5年7月6日付け日薬業発第120号にてご案内のとおりです。

本通知は、11月1日付けで医薬品、医療機器の品質及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第137号)が公布され、令和6年1月5日より施行されることに関するものです。

改正趣旨及び実施要領等については別添1、報告に関する留意点については別添2 をご参照の上、遺漏なきようご対応いただきたく、会務ご多用のところ誠に恐縮です が貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 1. 薬局機能情報提供制度の改正について(令和5年11月1日付. 医薬発1101第2号厚生労働省医薬局長通知
- 2. 薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について(令和5年 11月1日付. 医薬総発1101第3号厚生労働省医薬局総務課長通知)

医薬発1101第3号 令和5年11月1日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局長 (公 印 省 略)

薬局機能情報提供制度の改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上 げます。

標記について、別添のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て 通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会会員に周知いただきますよ うお願いいたします。

医薬発1101第2号 令和5年11月1日

都道府県知事 各 保健所設置市長 特 別 区 長

厚生労働省医薬局長(公印省略)

薬局機能情報提供制度の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づく薬局開設者による 薬局に関する情報の提供等(以下「薬局機能情報提供制度」という。)については、

「薬局機能情報提供制度実施要領について」(平成 19 年 3 月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知。令和 3 年 1 月 29 日最終改正。以下「実施要領通知」という。)に基づき実施してきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第137号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、令和6年1月5日から施行されます。

改正省令の趣旨等は下記のとおりであり、また、別添のとおり薬局機能情報提供制度実施要領を整理し、同日より適用することとしましたので、御了知の上、貴管内薬局開設者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、実施要領通知は、本通知の適用をもって廃止します。

記

1 改正の趣旨

現在、薬局機能情報提供制度に係る情報については、都道府県ごとに作成された検索サイトにおいて、当該都道府県に所在する薬局の情報が公表されており、

都道府県によって検索機能等にばらつきがあることや、全国の薬局を横断的に検索できず、都道府県ごとに検索を要する状態となっている。

このため、都道府県ごとの検索機能のばらつきを無くすとともに、複数の都道府県に所在する薬局の情報を横断的に検索できるようにするなど、住民・患者等の利便性を向上する観点から、薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム(以下「医療情報ネット」という。)による公表を令和6年4月に開始する予定である。これに伴い、薬局開設者の報告方法として、電磁的方法を利用して薬局開設者及び報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法(医療機関等情報支援システム。以下「GーMIS」という。)を用いた報告を令和6年1月から開始する予定であることから、これらの措置に係る所要の改正を行うものであること。

また、薬剤師及び薬局をとりまく環境の変化を踏まえ、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部を改正するものであること。

2 改正の内容

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第11条の2の規定による薬局開設者の報告について、都道府県知事が定める方法に加えて、G-MISを用いた方法による報告を可能としたこと。
- (2) 規則別表第1について、別添1のとおり、薬局開設者が都道府県知事に報告しなければならない事項を追加等したこと。

3 実施要領

薬局機能情報提供制度については、「2 改正の内容」及び法第8条の2第5項の規定による都道府県知事による情報の公表方法として医療情報ネットによる公表を令和6年4月に開始する予定としていることを踏まえ、別添2のとおりとすること。

4 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和6年1月5日(以下「施行日」という。)から施行するものであること。

(2) 経過措置

改正省令附則第2項の規定に基づき、施行日前に行われた薬局開設者による 都道府県知事への報告に対する改正省令による改正後の規則(以下「新規則」 という。) 第11条の6の規定による都道府県知事による情報の公表方法については、なお従前の例によることができること。

5 その他

薬局開設者は、新規則別表第1に掲げる事項について、過去一年間の実績等を報告する必要があるため、都道府県知事は、別表第1に定める薬局機能情報の報告の時期について、あらかじめ余裕をもって薬局開設者に周知するよう努めていただきたい。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正 する省令(令和5年厚生労働省令第137号)新旧対照表

新

(都道府県知事への報告)

第十一条の二 法第八条の二第一項の規定 による都道府県知事への報告は、当該都道 府県知事が定める方法又は電磁的方法(電 子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法であつて 第十一条の五第二項に掲げるものをいう。 同条第一項において同じ。)を利用して自 ら及び当該報告を受けるべき都道府県知 事が同一の情報を閲覧することができる 状態に置く措置(厚生労働大臣が管理する 電気通信設備の記録媒体に次条に掲げる 事項を内容とする情報を記録する措置で あつて、法第八条の二第一項の規定により 報告をすべき薬局開設者が、自ら及び当該 報告を受けるべき都道府県知事が当該情 報を記録し、かつ、閲覧することができる 方式に従つて行う措置をいう。)を講ずる 方法により、一年に一回以上、当該都道府 県知事の定める日までに行うものとする。

(基本情報等の変更の報告)

- 第十一条の四 法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報及び同項第三号(3)に掲げる事項とする。
- 2 前項の報告は、第十一条の二に規定する 方法により行うものとする。

旧

(都道府県知事への報告)

第十一条の二 法第八条の二第一項の規定 による都道府県知事への報告は、当該都道 府県知事が定める方法により、一年に一回 以上、当該都道府県知事の定める日までに 行うものとする。

(基本情報等の変更の報告)

- 第十一条の四 法第八条の二第二項の規定により、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告を行わなければならない事項は、別表第一第一の項第一号に掲げる基本情報並びに同項第三号(1)及び同号(3)に掲げる事項とする。
- 2 前項の報告は、第十一条の二の規定により当該都道府県知事が定める方法により

(情報通信の技術を利用する方法)

第三項の規定により、同条第一項の規定に よる書面の閲覧に代えて、当該書面に記載 すべき事項を電磁的方法により提供する ときは、あらかじめ、医療を受ける者に対 し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種 類及び内容を示さなければならない。

一•二 (略)

2 (略)

(情報の公表)

第十一条の六 都道府県知事は、法第八条の 第十一条の六 都道府県知事は、法第八条の 二第五項の規定により、同条第一項及び第 二項の規定により報告された事項につい て、必要な情報を抽出し、適切に比較検討 することを支援するため、容易に検索する ことができる形式でのインターネットの 利用による方法その他適切な方法により 公表しなければならない。

(削る)

(削る)

別表第一(第十一条の三関係)

第一 管理、運営、サービス等に関する事項|第一 管理、運営、サービス等に関する事項

行うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条の五 薬局開設者は、法第八条の二 第十一条の五 薬局開設者は、法第八条の二 第三項の規定により、同条第一項の規定に よる書面の閲覧に代えて、当該書面に記載 すべき事項を電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用す る方法であつて次項に掲げるもの(以下こ の条において「電磁的方法」という。) に より提供するときは、あらかじめ、医療を 受ける者に対し、その用いる次に掲げる電 磁的方法の種類及び内容を示さなければ ならない。

一•二 (略)

2 (略)

(情報の公表)

二第五項の規定により、同条第一項及び第 二項の規定により報告された事項につい て、次に掲げる方法により公表しなければ ならない。

- 一 必要な情報を抽出し、適切に比較検討 することを支援するため、容易に検索す ることができる形式でのインターネッ トの利用による方法
- 1 書面による閲覧又は電磁的記録に記 録された情報の内容を紙面若しくは出 力装置の映像面に表示する方法

別表第一(第十一条の三関係)

一基本情報	一 基本情報
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(5) 薬局の面積	(新設)
(6) 店舗販売業の併設の有無	(新設)
<u>(7)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
(8) 電子メールアドレス	(新設)
<u>(9)</u> ~ <u>(11)</u> (略)	<u>(6)</u> ~ <u>(8)</u> (略)
<u>(12)</u> 健康サポート薬局である旨の表	(新設)
示の有無	
<u>(13)・(14)</u> (略)	<u>(9)</u> ・ <u>(10)</u> (略)
二 薬局へのアクセス	二 薬局へのアクセス
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(削る)	<u>(4)</u> 電子メールアドレス
三 薬局サービス等	三 薬局サービス等
(削る)	(1) 健康サポート薬局である旨の表示
	<u>の有無</u>
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
(2) 相談できるサービスの利用方法	(新設)
(3)~(6) (略)	(3)~(6) (略)
(7) 特定販売の実施	(新設)
<u>(i)</u> 特定販売を行う際に使用する	
通信手段	
<u>(ii)</u> 特定販売を行う時間	
<u>(iii)</u> 特定販売により販売を行う医	
薬品の区分	
(8) 薬局製剤実施の可否	(新設)
(9) 薬局医薬品の取扱品目数	(新設)
(10) 要指導医薬品及び一般用医薬品	(新設)
の取扱品目数	
(11) 健康増進法(平成十四年法律第百	(新設)
三号)第四十三条第六項に規定する	
特別用途食品の取扱いの有無	
<u>(12)</u> 配送サービスの利用	(新設)
<u>(i)</u> 配送サービスの利用の可否	
<u>(ii)</u> 配送サービスの利用方法	
<u>(iii)</u> 配送サービスの利用料	

- 四 費用負担
 - (1) (略)
 - (2) <u>電子決済</u>による料金の支払の可否
- 第二 提供サービスや地域連携体制に関す る事項
 - 一 業務内容、提供サービス
 - (1) (2) (略)
 - (3) 登録販売者その他資格者の人数
 - (4) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施
 - イ 無菌製剤処理に係る調剤の 実施の可否(他の薬局の無菌製 剤室を利用する場合を含む。)
 - ロ 無菌調剤室の有無
 - ハ クリーンベンチの有無
 - ニ 安全キャビネットの有無

 - <u>無菌製剤処理に係る調剤を</u>他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数
 - (ii) 一包化に係る調剤の実施の可 否
 - (iii) 麻薬に係る調剤の実施
 - <u>イ</u> <u>麻薬に係る調剤の実施の可</u> <u>否</u>
 - <u>ロ</u> 麻薬に係る調剤を実施した 回数
 - (iv) (略)

(削る)

(v) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施

- 四 費用負担
 - (1) (略)
 - (2) <u>クレジットカード</u>による料金の支 払の可否
- 第二 提供サービスや地域連携体制に関す る事項
 - 一 業務内容、提供サービス
 - (1) (2) (略)

(新設)

- (3) 薬局の業務内容
 - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施<u>の可否</u>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- (ii) 一包化<u>薬</u>に係る調剤の実施の 可否
- (iii) 麻薬に係る調剤の実施<u>の可否</u> (新設)

(新設)

- (i_V) (略)
- (v) 薬局製剤実施の可否
- (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施<u>の可</u> 否

<u>イ</u> 医療を受ける者の居宅等に	(新設)
おいて行う調剤業務の実施の	
可否	
<u>ロ</u> 医療を受ける者の居宅等に	(新設)
おいて行う調剤業務を実施し	
た件数	
_(vi) 携帯型ディスポーザブル注入	(新設)
ポンプの取扱いの有無	
	(新設)
<u>績の有無</u>	
_(viii) 医療的ケア児への薬学的管	(新設)
理・指導の可否	
<u>(ix)</u> オンライン服薬指導の実施	<u>(vii)</u> オンライン服薬指導の実施 <u>の</u>
	<u>可否</u>
<u>イ</u> オンライン服薬指導の実施	(新設)
<u>の可否</u>	
<u>ロ</u> オンライン服薬指導の実施	(新設)
の方法	
<u>ハ</u> <u>オンライン服薬指導を実施</u>	(新設)
した回数	
(x) 電子資格確認の仕組みを利用	(新設)
して取得した薬剤情報等を活	
用した調剤の実施の可否	
<u>(xi)</u> (略)	<u>(viii)</u> (略)
(xii) リフィル処方箋(保険医療機	(新設)
関及び保険医療養担当規則(昭	
和三十二年厚生省令第十五号)	
第二十条に規定するリフィル	
処方箋をいう。)の対応実績の	
<u>件数</u>	
() 電磁的記録による薬剤服用歴	<u>(ix)</u> 薬剤服用歴管理の実施
管理の実施の有無	
(削る)	<u>イ</u> 薬剤服用歴管理の実施の有
	<u> </u>
(削る)	ロ 電磁的記録による薬剤服用
	歴管理の実施の有無

(xiv)(略) (X)(略) (xv) 緊急避妊薬の調剤の可否 (新設) イ 緊急避妊薬の調剤の対応可 否 <u>ロ</u> オンライン診療(医療法施行 規則(昭和二十三年厚生省令第 五十号) 別表第一に規定するオ ンライン診療をいう。) に伴う 緊急避妊薬の調剤の対応可否 (xvi) 高度管理医療機器に係る業許 (新設) イ 高度管理医療機器の販売業 許可の有無 ロ 高度管理医療機器の貸与業 許可の有無 (wii) 検体測定室の実施 (新設) (三) 災害・新興感染症への対応 (新設) (5) 地域医療連携体制 (4) 地域医療連携体制 (i) · (ii) (略) (i) · (ii) (略) (iii) 入院時の情報を共有する体制 (iii) 入院時の情報を共有する体制 の有無 (新設) イ 入院時の情報を共有する体 制の有無 ロ 入院時の情報を共有した回 (新設) (iv) 退院時の情報を共有する体制 (iv) 退院時の情報を共有する体制 の有無 イ 退院時の情報を共有する体 (新設) 制の有無 ロ 退院時の情報を共有した回 (新設) 数 (新設) <u>(v)</u> <u>(iii)及び(iv)に掲げるも</u> ののほか、地域における薬剤及

び医薬品の適正な使用の推進 及び効率的な提供に必要な情

報を共有した回数

- (vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制
 - <u>イ</u> 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無
 - <u>ロ</u> 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無

(vii) (略)

(viii) 調剤報酬上の位置付け

- 二 実績、結果等に関する事項
- (1) (略)
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告<u>を実施した</u> 件数
 - (ii) (略)
- (3)~(5) (略)
- (6) 総取扱処方箋数

(削る)

 $(7) \sim (9) \qquad (略)$

- 三 地域連携薬局等に関する事項
 - (1) 地域連携薬局
 - (i) (略)

(削る)

_(v) 受診勧奨に係る情報等を医療 機関に提供する体制<u>の有無</u> (新設)

(新設)

<u>(vi)</u> (略) (新設)

- 二実績、結果等に関する事項
- (1) (略)
- (2) 医療安全対策の実施
 - (i) 副作用等に係る報告<u>の実施</u>件数
 - (ii) (略)
- (3)~(5) (略)
- (6) <u>処方箋を応需した者(以下この表に</u> おいて「患者」という。) の数
- (7) 医療を受ける者の居宅等において行 う調剤業務の実施件数
- (8)~(10) (略)
- 三 地域連携薬局等に関する事項
 - (1) 地域連携薬局
 - (i) (略)
 - (ii) 第十条の二第二項第二号に基 づき、医療機関に情報を共有し た回数
 - イ 利用者(法第六条の二第一項 第一号に規定する利用者をい う。ロにおいて同じ。)が医療 機関に入院する場合に当該医 療機関に情報を共有した回数
 - <u>ロ</u>利用者が医療機関から退院 する場合に当該医療機関に情報を共有した回数
 - <u>ハ イ及び口に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した</u>回数

	(<u>iii)</u> •(iv)(略)
(削る)	<u>(v)</u> 麻薬に係る調剤を行つた回数
(削る)	(vi) 無菌製剤処理に係る調剤を実
	施した回数
	<u>イ</u> 当該薬局において実施した
	<u>回数</u>
	口 他の薬局の無菌調剤室を利
	用して実施した回数
	<u>ハ</u> 他の薬局を紹介する等によ
	り実施した回数
<u>(iv)</u> ・ <u>(v)</u> (略)	<u>(vii)</u> • <u>(viii)</u> (略)
(2) 専門医療機関連携薬局	(2) 専門医療機関連携薬局
<u>(i)</u> ~ <u>(iv)</u> (略)	<u>(i)</u> ~ <u>(iv)</u> (略)
(削る)	<u>(v)</u> 麻薬に係る調剤を行った回数
<u>(v)</u> ・ <u>(vi)</u> (略)	<u>(vi)</u> • <u>(vii)</u> (略)
第三 その他医療を受ける者による薬局の	(新設)
選択に資する事項	

薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報(以下「薬局機能情報」という。)について、薬局開設者が都道府県知事に報告する事項及び方法、都道府県による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、都道府県が実施する薬局機能情報提供制度の統一的かつ効率的な運営を図り、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を当該薬局の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に対して報告し、都道府県知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。

また、薬局開設者は、既に都道府県知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合、都道府県知事に対し速やかにその訂正を申し出ることとし、当該都道府県知事は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

3 運営体制

- (1) 本制度は、各都道府県の薬務担当部局において運営することを基本とするが、必要に応じて当該都道府県の他部局との連携を図ることとする。
- (2) 都道府県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部 (調査票の送付・回収等)を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円 滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図ること とする。
- (3) 都道府県は、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、適切に対応できるよう、質問・相談に関する窓口

を設ける等、必要な措置を講じるよう努めることとする。

- (4) 都道府県において、住民・患者等からの薬局機能情報についての質問・相談に応じ、助言等を行う場合においては、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に規定する医療計画に基づく事業ごとの医療連携体制についての情報提供も行うよう努めることとする。
- (5) 厚生労働省は、法第8条の2第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設者の報告方法として、電磁的方法を利用して薬局開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法(医療機関等情報支援システム。以下「G-MIS」という。)を整備するために必要な方策を講ずる。
- (6) 厚生労働省は、法第8条の2第5項の規定に基づく都道府県知事の公表方法 として、薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム(以下「医療情報ネット」という。) を整備するために必要な方策を講ずる。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)別表第1に定めるもの以外の薬局機能情報であって、都道府県が独自に報告を求める報告項目について、厚生労働省と協議の上、G-MISによる報告及び医療情報ネットにより公表することができる。

4 薬局機能情報の報告

- (1)薬局機能情報の報告時期
 - ① 都道府県は、薬局開設者に対し、1年に1回以上、都道府県が定める時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。なお、特段の事情がない限り、12月31日時点における薬局機能情報を翌年3月末日までに報告させることとする。
 - ② 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、 第1の項第1号に掲げる基本情報(薬局の名称、薬局開設者、薬局の管理者、 薬局の所在地、薬局の面積、店舗販売業の併設の有無、電話番号及びファク シミリ番号、電子メールアドレス、営業日、開店時間、開店時間以外で相談 できる時間、健康サポート薬局である旨の表示の有無、地域連携薬局の認定 の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無(有の場合は規則第10条の3第 1項に規定する傷病の区分を含む。))及び第1の項第3号に掲げる薬局サー ビス等のうち薬剤師不在時間の有無(以下「基本情報等」という。)について

変更(誤記等の修正を含む。以下同じ。)があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

③ 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、 基本情報等以外の事項について変更があった場合には、薬局開設者に対して 都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告時期に報告を行わせるほか、 可能な限り速やかな時期に変更の報告を行わせるものとする。

(2)薬局機能情報の報告方法

都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等の自らの定める方法又はG-MISにより、薬局開設者に対して薬局機能情報を報告させることとする。

調査票を用いる場合の様式については、各都道府県が定めるものとし、2回 目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこ ととしても差し支えない。なお、紙媒体での報告を採用している場合は、各薬局 の実情や報告の際のセキュリティー確保に配慮しつつ、薬局や都道府県の負担を軽 減する観点から、可能な限り速やかにオンライン化による手続に移行できるよう努める ものとする。

また、当該報告は、法第 10 条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出 (以下「変更届」という。)とは別に行うものであり、変更届の届出内容が本制 度の報告事項の変更に係る場合、都道府県が変更届を受理した場合は、(1)② 又は③により報告を行わせ、保健所設置市・特別区が変更届を受理した場合は、 本制度による変更の報告を行わせるよう努めることとする。

(3)薬局機能情報の確認

- ① 都道府県は、薬局機能情報の管理・運営の観点から、薬局からの報告の有無を随時確認するものとする。
- ② 都道府県知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、 誤りがないか確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項の規定に基 づき、保健所設置市・特別区を含む市町村その他の官公署に対し、当該薬局 の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、保健所設置市・特別区は、所管する薬局において薬局機能情報と異なる実態等を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うよう努めることとする。

③ 都道府県知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること(以下「是正命令」という。)ができる。

④ 都道府県において、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないこととする。

5 薬局機能情報の公表

(1)薬局機能情報の公表時期

都道府県は、薬局開設者から4(1)①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日までに報告された内容を確認後、速やかに公表しなければならない。また、4(1)②及び③により報告された薬局機能情報についても、内容を確認後、速やかに公表するものとする。

(2)薬局機能情報の公表方法

- ① 都道府県は、規則第 11 条の6の規定による公表を医療情報ネットにより 行うこととする。また、その他の適切な方法により薬局開設者から報告され た薬局機能情報を公表することは差し支えない。
- ② 都道府県は、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、医療情報ネットによる公表と併せて、必要に応じてその他の取組も実施されたい。

6 薬局による情報提供

都道府県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うとともに、是正命令等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努めることとする。

- ア 薬局開設者は、薬局機能情報について都道府県知事へ報告するとともに、当 該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法(電子メール、インターネット、PC等モニター画面での表示、 CD-ROM等の交付)による情報の提供を行うことができる。
- イ 薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・ 照会等について、適切に対応するよう努めるとともに、当該薬局以外の薬局に 対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めることとする。

「薬局機能情報提供制度実施要領について」(平成 19 年 3 月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知。令和 3 年 1 月 29 日最終改正。)からの変更点

新

3 運営体制

- (5) 厚生労働省は、法第8条の2第1 項及び第2項の規定に基づく薬局 開設者の報告方法として、電磁的方 法を利用して薬局開設者及び都道 府県知事が同一の情報を閲覧する ことができる状態に置く措置を講 ずる方法(医療機関等情報支援シス テム。以下「G-MIS」という。) を整備するために必要な方策を講 ずる。
- (6) 厚生労働省は、法第8条の2第5 項の規定に基づく都道府県知事の 公表方法として、薬局機能情報の全 国統一的な検索・情報提供システム (以下「医療情報ネット」という。) を整備するために必要な方策を講 ずる。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)別表第1に定めるもの以外の薬局機能情報であって、都道府県が独自に報告を求める報告項目について、厚生労働省と協議の上、G-MISによる報告及び医療情報ネットにより公表することができる。

- 3 運営体制
- (5) 本制度は、都道府県が、薬局開設者より報告された薬局機能情報を公表することを義務付けるものであるが、各都道府県において、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制により既に実施している場合には、当該情報提供体制と別に本制度の実施を目的とした情報提供体制の整備を行うことを求めるものではない。

(新設)

(6) また、医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる事項以外の情報について、都道府県が薬局開設者に対して報告を求め、公表することとしても差し支えなく、各都道府県が当該事項のほか、適切な情報の提供を独自に行う場合は、積極的な運用を図られたい。

- 4 薬局機能情報の報告
- (1)薬局機能情報の報告時期
 - ① 都道府県は、薬局開設者に対し、1年に1回以上、都道府県が定める時点における薬局機能情報について報告を行わせるものとする。なお、特段の事情がない限り、12月31日時点における薬局機能情報を翌年3月末日までに報告させることとする。

② 都道府県は、薬局開設者が報告 を行った規則別表第1に掲げる 事項のうち、第1の項第1号に掲 げる基本情報 (薬局の名称、薬局 開設者、薬局の管理者、薬局の所 在地、薬局の面積、店舗販売業の 併設の有無、電話番号及びファク シミリ番号、電子メールアドレ ス、営業日、開店時間、開店時間 以外で相談できる時間、健康サポ ート薬局である旨の表示の有無、 地域連携薬局の認定の有無、専門 医療機関連携薬局の認定の有無 (有の場合は規則第10条の3第 1項に規定する傷病の区分を含 む。))及び第1の項第3号に掲

- 4 薬局機能情報の報告
- (1)薬局機能情報の報告時期
 - ① 都道府県は、薬局開設者に対 し、1年に1回以上、都道府県が 定める時点における薬局機能情 報について報告を行わせるもの とする。なお、報告にあたっては、 特段の事情がない限り、規則別表 第1の第2の項第3号に規定す る地域連携薬局等に関する事項 (以下単に「地域連携薬局等に関 する事項」という。) 以外の事項 については、12月31日時点の薬 局機能情報を報告することとし、 地域連携薬局等に関する事項に ついては、認定(更新)申請の前 月時点(過去1年間の実績につい ては、申請の前月までの1年間。 以下同じ。) の薬局機能情報を報 告すること。
 - ② 都道府県は、薬局開設者が報告 を行った規則別表第1に掲げる 事項のうち、第1の項第1号に掲 げる基本情報(薬局の名称、薬局 開設者、薬局の管理者、薬局の所 在地、電話番号及びファクシミリ 番号、営業日、開店時間、開店時 間以外で相談できる時間、地域連 携薬局の認定の有無、専門医療機 関連携薬局の認定の有無(有の場 合は新規則第10条の3第1項に 規定する傷病の区分を含む。)) 並びに第1の項第3号に掲げる 薬局サービス等のうち健康サポ <u>ート薬局である旨の表示の有無</u> 及び薬剤師不在時間の有無(以下

げる薬局サービス等のうち薬剤 師不在時間の有無(以下「基本情報等」という。)について変更(誤記等の修正を含む。以下同じ。) があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。 「基本情報等」という。) について変更(誤記等の修正を含む。以下同じ。) があった場合には、薬局開設者に対して速やかに変更の報告を行わせるものとする。

③ 都道府県は、薬局開設者が報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、基本情報等以外の事項について変更があった場合には、薬局開設者に対して都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告時期に報告を行わせるほか、可能な限り速やかな時期に変更の報告を行わせるものとする。

(新設)

(2)薬局機能情報の報告方法

都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等<u>の</u>自らの定める方法<u>又はG-MIS</u>により、薬局開設者に対して薬局機能情報を報告させることとする。

(2)薬局機能情報の報告方法

① 都道府県は、書面又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、自らの定める方法により、薬局開設者に対して薬局機能情報を都道府県が定める期日(以下「報告期日」という。)までに報告させることとする。この際、(1)①のとおり、地域連携薬局等に関する事項以外の事項について12月31日時点の薬局機能情報を報告させる場合は、翌年1月末日までに報告させること。

また、法第6条の2又は法第6条の3に基づき認定(更新)を受けた薬局の開設者に対しては、地域連携薬局等に関する事項について、当該認定(更新)申請の前月時点の薬局機能情報を報告させることとするが、報告時期につ

調査票を用いる場合の様式については、各都道府県が定めるものとし、2回目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこととしても差し支えない。なお、紙媒体での報告を採用している場合は、各薬局の実情や報告の際のセキュリティー確保に配慮しつつ、薬局や都道府県の負担を軽減する観点から、可能な限り速やかにオンライン化による手続に移行できるよう努めるものとする。

また、当該報告は、法第 10 条の 規定に基づく開設許可等の事項の 変更の届出(以下「変更届」という。) とは別に行うものであり、変更届の 届出内容が本制度の報告事項の変 更に係る場合、都道府県が変更届を 受理した場合は、(1)②又は③に より報告を行わせ、保健所設置市・ 特別区が変更届を受理した場合は、 本制度による変更の報告を行わせ るよう努めることとする。 いては、地域連携薬局等に関する 事項以外の事項の報告時期にあ わせるなど、各都道府県において あらかじめ時期を定めて報告さ せること。報告にあたっては、当 該認定の基準の実績対象の期間 も報告させることが望ましいこ と。

なお、調査表の様式については、各都道府県が定めるものとする。また、2回目以降の報告方法については、前回報告のあった調査票の変更をもって行うこととしても差し支えない。

- ② 薬局機能情報の変更の報告は 次により行う。
 - ア 基本情報等については、薬局 に係る重要な事項であるため、 薬局開設者に対して、当該基本 情報等に変更があった場合に は、各都道府県の定める方法に より速やかに報告を行わせる こととする。

なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく開設許可等の 事項の変更の届出とは別に行 うものとする。

<u>イ</u> 規則別表第1に掲げる事項 のうち、基本情報等以外の事項

	の変更については、(2)①の際に報告を行わせることとする。なお、都道府県は、当該事項について、住民・患者等による。これに必ずる。なお、帝
	る薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、 薬局開設者に対して、薬局機能
	情報に変更があった場合に、 (2)①の報告に加えて随時報
	<u>告させることとしても差し支</u> えない。
	<u>ウ</u> <u>都道府県において、薬局開設</u> 者が直接アクセスして薬局機
	能情報を変更できるシステム を有する場合には、薬局機能情
	報の管理・運営の観点から、都 道府県は、①及び②ア、イの報
	告について、1月に1回以上を 基本に確認するものとする。
(削る)	③ 規則別表第1に掲げる事項以外の情報についても、都道府県が
	独自の取組により報告を受け、公 表することとしても差し支えな
(削る)	<u>い。</u> <u>④</u> 地域連携薬局等に関する事項 の公表については、認定(更新)
	申請の前月時点の薬局機能情報 とし、薬局開設者は、当該認定(更
	新)申請にあたり都道府県知事に 提出した内容と同じ情報を報告
	<u>すること。</u>
(3)薬局機能情報の確認	(3)薬局機能情報の確認
① 都道府県は、薬局機能情報の管	(新設)
理・運営の観点から、薬局からの	
<u>報告の有無を随時確認するもの</u> <u>とする。</u>	

② 都道府県知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、誤りがないか確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項の規定に基づき、保健所設置市・特別区を含む市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、保健所設置市・特別区は、 所管する薬局において薬局機能 情報と異なる実態等を確認した 場合は、速やかに都道府県に情報 提供を行うよう努めることとす る。

- ③ 都道府県知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること(以下「是正命令」という。)ができる。
- ④ 都道府県において、報告された 薬局機能情報の全部又は一部に ついて、照会・確認等を行ったに もかかわらず、適切な応答がな問 れず内容の確認ができない期間 や、是正命令を行ってから是正が なされるまでの期間においては、 報告された情報のうち、真偽が未 確認である情報について、公表す ることを一時的に停止すること は、本制度の目的からみて差し支 えないこととする。

① 都道府県知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項に基づき、保健所設置市・特別区を含む市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

なお、保健所設置市・特別区は、 所管する薬局において薬局機能 情報と異なる実態等を確認した 場合は、速やかに都道府県に情報 提供を行うよう努めることとす る。

- ② 都道府県知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること(以下「是正命令」という。)ができる。
- ③ 都道府県において、報告された 薬局機能情報の全部又は一部に ついて、照会・確認等を行ったに もかかわらず、適切な応答がおお れず内容の確認ができない期間 や、是正命令を行ってから是正が なされるまでの期間においては、 報告された情報のうち、真偽が未 確認である情報について、公表することを一時的に停止すること は、本制度の目的からみて差し支 えないこととする。この場合にお

いて、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が住民・患者等に分かるよう所要の措置を講ずることとする。

5 薬局機能情報の公表

(1)薬局機能情報の公表時期

都道府県は、薬局開設者から4 (1)①により報告された薬局機能 情報について、自らが定めた報告期 日までに報告された内容を確認後、 速やかに公表しなければならない。 また、4(1)②及び③により報告さ れた薬局機能情報についても、内容 を確認後、速やかに公表するものと する。

5 薬局機能情報の公表(1)薬局機能情報の公表時期

都道府県は、薬局開設者から4(1)①により報告された薬局機能情報について、自らが定めた報告期日から速やかに公表しなければならない。また、4(1)②により報告された薬局機能情報についても、速やかに公表するものとする。

(2)薬局機能情報の公表方法

① 都道府県は、規則第11条の6 の規定による公表を医療情報ネットにより行うこととする。また、その他の適切な方法により薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表することは差し支えない。

(2)薬局機能情報の公表方法

- ① 都道府県は、インターネットを通じ、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた情報の公表については、住民・患者等による薬局の選択に資するよう、必要な情報を抽出できる検索機能を有するシステムにより行うものとする。なお、わかりやすく情報提供を行う観点から、規則別表第1に示されている各項目の順番を変えて表示することや各項目の記載をわかりやすい表現とすることは差し支えない。
- ② 都道府県は、インターネットを 利用できない環境にある住民・患 者等に配慮し、<u>医療情報ネットに</u> よる公表と併せて、必要に応じて その他の取組も実施されたい。
- ② 都道府県は、インターネットを 利用できない環境にある住民・患 者等に配慮し、インターネットを 通じた公表と併せて、都道府県担 当部署等において、書面による閲

	覧又はPC等のモニター画面で の表示等により、公表するものと する。また、都道府県が、電話に よる照会への対応等、独自の取組 を行うこととしても差し支えな い。
(削る)	③ 都道府県は、1の目的及び2の 情報の取扱いについて、薬局機能 情報を公表する際に、インターネ ットを通じたシステム上で示す こととする。
(削る)	④ 都道府県は、隣接する都道府県 の公表する薬局機能情報についても住民・患者等が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定する等、適切な措置を講ずるよう努めることとする。 この点に関し、都道府県は、隣接する他の都道府県より薬局機能情報に関するリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めることとする。

医薬総発1101第3号 令和5年11月1日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局総務課長 (公印省略)

薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上 げます。

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区薬務主管部(局) 長宛て通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

医薬総発1101第2号 令和5年11月1日

厚生労働省医薬局総務課長 (公 印 省 略)

薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第8条の2の規定に基づき、薬局開設者による都道府県知事への医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)別表第1に掲げる事項の報告及び都道府県知事による公表については、「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(平成19年3月26日付け薬食総発第0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。令和3年1月29日最終改正。以下「平成19年通知」という。)により行ってきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第137号)が公布されたことに伴い、別添のとおり薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について整理し、令和6年1月5日より適用することとしましたので、御了知の上、貴管内薬局開設者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、平成19年通知は、本通知の適用をもって廃止します。

薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点

I. 薬局機能情報提供制度の考え方について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる事項(以下「事項」という。)に係る情報については、国民の選択に資するために、原則、薬局機能情報提供制度実施要領(令和5年11月1日付け医薬発1101第2号厚生労働省医薬局長通知別添2)4(1)①の都道府県が定める時点における実施等の可否又は有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。当該事項については、薬局における業務の一部であり、当該事項以外の情報について報告・公表する場合は、本通知による留意点を踏まえて実施すること。

また、事項の報告は、規則第 11 条の 2 の規定に基づき都道府県知事が定める方法又は電磁的方法を利用して薬局開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法(医療機関等情報支援システム。以下「G-MIS」という。)により行うものであるが、報告に当たって薬局が記載する際の留意点をII. に示すので参考とすること。

なお、薬局開設者が事項に係る情報について報告をしない場合、又は虚偽の報告を した場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第72条の3の規定に基づく指導の対象と なることに留意すること。

Ⅱ. 報告に当たっての留意点

事項に関する情報の報告に当たって、留意すべき点は、次のとおりである。

第1 管理、運営、サービス等に関する事項

1 基本情報

(1) 薬局の名称

薬局の名称については、規則第2条に定める薬局開設の許可証と同じ表記とし、 ふりがな(ひらがな又はカタカナ。以下同じ。)及びローマ字(へボン式。以下同じ。) を付記する。

なお、英語表記の名称がある場合はローマ字での表記に代えて差し支えない。

(2) 薬局開設者

薬局の開設者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。株式会社等の表記を略さないこと。)を記載し、ふりがなを付記する。

(3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。法第4条に定める薬局開設の許可申請又は法第10条 第1項に定める変更の届出と同じ表記とし、ふりがなを付記する。

(4) 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな、郵便番号及び英語での表記を付記する。また、G-MISにより報告を行う場合は、地図情報を公表するために必要な所在地座標(経度、緯度)の情報を付記する。

なお、薬局開設の許可証にビル名が表記されていない場合であっても、ビル名を 付記することは差し支えない。

(5) 薬局の面積

法第4条に定める薬局開設の許可申請又は法第 10 条第1項に定める変更の届出 と同じ表記とする。ただし、申請書類等の控えがないことから同じ表記とすること ができない場合は、薬局開設許可の面積をあらためて確認し、記載する。

(6) 店舗販売業の併設の有無

同一建物内に、薬局と店舗販売業が併設している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(7) 電話番号及びファクシミリ番号

連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載する。また、夜間・休日に連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を備えている場合、併せて記載する。

(8) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。

ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれない。

(9) 営業日

通常の営業日を記載する。年末年始等の特別な時期における休業日等については、 あらかじめ早めに報告・公表することが望ましい。

(10) 開店時間

通常の開店時間を記載する。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは 夜間・休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合等は、その内容がわかるよ う記載する。

(11) 開店時間外で相談できる時間

開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を記載する。

(12) 健康サポート薬局である旨の表示の有無

「健康サポート薬局」である旨の届出を行っている場合は「有り」とし、該当しない場合は「無し」とする。

(13) 地域連携薬局の認定の有無

法第6条の2に規定する地域連携薬局の認定を受けている場合は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。

(14) 専門医療機関連携薬局の認定の有無及び認定の区分

法第6条の3に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合は「有り」とするとともに規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を記載し、それ以外の場合は「無し」とする。

2 薬局へのアクセス

(1) 薬局までの主な利用交通手段

利用交通手段のうち、主な手段を記載することとするが、以下の点に留意すること。

- ① 公共交通機関を利用した場合とし、最寄りの駅・停留所の名称、及び当該駅 や停留所からの徒歩による所要時間等を含むこと。
- ② 可能な限り、他の民間事業者や医療機関の建物を目印にしないこと。
- ③ 複数の交通手段を記載することは差し支えない。
- ④ 交通手段以外の事項は記載しないこと。

(2) 薬局の駐車場

(i) 駐車場の有無

薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。ただし、その他、最寄りに利用可能な有料駐車場等がある場合は、例えば、「最寄りに有料駐車場あり」等の旨を記載することが望ましい。

なお、駐輪場の有無に関する情報を記載する場合は、その旨を明記する。

(ii) 駐車台数

(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車の台数を記載する。

(iii) 有料又は無料の別

(i)の駐車場について、有料又は無料の区別を記載する。

(3) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス(以下「URL」という。)を記載する。また、当該ホームページの利用が有料である場合には、その旨がわかるよう必要な情報を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供する URL は含まない。

なお、同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれる場合は、各薬局の情報 が適切に閲覧できるよう配慮するものである。

3 薬局サービス等

(1) 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容について 記載する。なお、相談項目を記載した上で可否を記載しても差し支えない。

(2) 相談できるサービスの利用方法

(1) の相談に使用できるサービスの方法として、電話、メール又は SMS (ショートメッセージサービス) に対応できる場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。また、その他の相談方法がある場合、その方法を併せて記載する。

(3) 薬剤師不在時間の有無

規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第 10 条第2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(4) 対応することができる外国語の種類

外国語の対応が「可能」の場合は、対応が可能な外国語の種類について、対応の レベル(例えば、片言、日常会話、母国語並等)を示す。

また、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載する。

(5) 障害者に対する配慮

イ 聴覚障害者に対するサービス内容

手話、画面表示、文書又は筆談での服薬指導等を実施している場合は、その旨についてそれぞれ記載する。また、通常は手話通訳等での対応を行っていないが、 事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載する。

ロ 視覚障害者に対するサービス内容

薬袋・薬剤への点字表示(シール等)、服薬指導に用いる文書の点字による作成、 音声案内等を実施している場合は、その旨についてそれぞれ記載する。

(6) 車椅子の利用者に対する配慮

バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「可能」とし、 それ以外は「不可」とする。

この場合、①スロープ、②手すり、③身体障害者用トイレ、④車椅子利用者用駐車場、⑤点状ブロック、⑥昇降機等について、それぞれを記載することは差し支えない。

なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応 済みである旨記載する。

(7) 特定販売の実施

(i) 特定販売を行う際に使用する通信手段

規則第1条第2項第2号に規定する特定販売について、電話、インターネット 及びカタログ等の通信手段別に、販売している場合は「有り」とし、販売してい ない場合は「無し」とする。

(ii) 特定販売を行う時間

薬局の開店時間にかかわらず、通常の特定販売を行っている時間を記載する。

(iii) 特定販売により販売を行う医薬品の区分

薬局製造販売医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品について、 販売の取扱いがある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(8) 薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品(薬局製剤)の製造販売業許可を取得し、かつ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件について」(令和4年12月27日付け薬生発1227第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)別紙1の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可能」とし、それ以外の場合(別紙2の品目についてのみ製造販売の届出を行っている場合を含む。)は「不可」とする。

(9) 薬局医薬品の取扱品目数

法第4条第5項第2号に規定する薬局医薬品の取扱品目数(概数)を記載する。 なお、同成分で規格違いの場合は、別品目とする。

(10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数

法第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般 用医薬品の合計取扱品目数(概数)を記載する。なお、同成分で規格違いの場合は、 別品目とする。

(11) 健康増進法第43条第6項に規定する特別用途食品の取扱いの有無

健康増進法(平成14年法律第103号)第43条第6項に規定する特別用途食品の うち、病者用食品、乳児用調整乳、えん下困難者用食品の取扱いがある場合は「有 り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(12) 配送サービスの利用

(i) 配送サービスの利用の可否

調剤された薬剤について、薬局から患者の自宅等に配送するサービスを実施している場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

- (ii) 配送サービスの利用方法
 - (i)において、「可能」であるとき、利用の依頼方法、配送の手段(配送業者を利用、薬局従事者が訪問等)、配送の時間帯等のサービス利用に係る内容を具体的に記載する。
- (iii) 配送サービスの利用料
 - (i)において、「可能」であるとき、代金引換サービス、電子決済等の支払方法 を記載する。

4 費用負担

(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い

健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく保険薬局としての指定又は厚生労働大臣、都道府県知事等により以下の法令等による各種指定を受けている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号)、障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、労働者災害補償保険法(昭 和22年法律第50号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和 22年法律第164号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)、戦傷病者特別 援護法 (昭和 38 年法律第 168 号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号)

(2) 電子決済による料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、クレジットカード、デビットカードその他の 電子決済の方法について、使用可能な場合は「可能」とするとともに利用可能な種 類を記載する。

第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項

- 1 業務内容、提供サービス
- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定された薬剤師、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数

薬事に関する実務(調剤等業務、薬物治療、医薬品開発)について、中立的かつ公共性のある団体(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構等)により認証を受けた制度又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認定団体名(公益社団法人薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定の場合は「(CPC)」を付記)及び薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、保護司、麻薬乱用防止指導員等公的な機関から任命されるものは除く。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修 了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、研修 修了証の有効期限が切れている場合は人数に含めない。

(3) 登録販売者その他資格者の人数

登録販売者について、法第4条に定める薬局開設の許可申請又は法第 10 条第1項に定める変更の届出により、薬事に関する実務に従事する登録販売者の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。

その他の資格者として、管理栄養士や栄養士等の資格者が薬局に従事している場合、併せて記載する。1名の従事者が複数の資格を有している場合、その資格に係る業務を行っている場合に限り、それぞれの実数を記載する。なお、複数の薬局に勤務している場合は、主として勤務する薬局のみとする。

(4) 薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、記載する。

(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施

イ 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否(他の薬局の無菌製剤室を利用する場合を含む。)

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を 行うための施設基準に適合している旨を地方厚生局に届け出ている場合は「可 能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。なお、処方箋受付薬局が無菌調 剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する 医薬品を調剤することができる場合においては、無菌調剤室提供薬局の名称及 び所在地等を記載する。

ロ 無菌調剤室の有無

薬局内に、無菌調剤室を備えている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ハ クリーンベンチの有無

薬局内に、クリーンベンチを備えている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ニ 安全キャビネットの有無

薬局内に、安全キャビネットを備えている場合は「有り」とし、それ以外の 場合は「無し」とする。

ホ 無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数

報告期日の前年1年間に、当該薬局で無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数を延べ回数で記載する。

- へ 無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数報告期日の前年1年間に、他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数を延べ回数で記載する。
- (ii) 一包化に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「可能」とする。それ以外の場合は、原則「不可」 とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「可能」と 記載して差し支えない。

- (iii) 麻薬に係る調剤の実施
 - イ 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項に基づく麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

ロ 麻薬に係る調剤を実施した回数

イにおいて、「可能」であるとき、報告期日の前年1年間に、麻薬に係る調剤 を実施した回数を延べ回数で記載する。

(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「可能」と し、それ以外の場合は「不可」とする。

- (v) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施
 - イ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否 医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋によ り調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局に 届出を行っている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。
 - ロ 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務を実施した件数 イにおいて、「可能」であるとき、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にか かわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業 務を実施した延べ件数を実数で記載する。
- (vi) 携帯型ディスポーザブル注入ポンプの取扱いの有無 携帯型ディスポーザブル注入ポンプのうち、PCA 型を常時薬局内に在庫してい る場合又は速やかに対応可能な場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」 とする。
- (vii) 小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無 在宅患者訪問薬剤管理指導の算定の有無にかかわらず、15歳未満の小児に対し て訪問による指導の実績がある場合に「有り」とし、それ以外の場合は「無し」 とする。
- (viii) 医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。)に在籍するものをいう。)に対して、人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行う体制が整備されている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

- (ix) オンライン服薬指導の実施
 - イ オンライン服薬指導の実施の可否

規則第15条の13第2項に規定する方法による服薬指導(以下「オンライン服薬指導」という。)を実施している場合は「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

ロ オンライン服薬指導の実施の方法

イにおいて、「可能」であるとき、実施の方法に係る概要を記載する。また、 実施の方法に関する URL がある場合、その URL を併せて記載する。

ハ オンライン服薬指導を実施した回数

イにおいて、「可能」であるとき、報告期日の前年1年間に、オンライン服薬 指導を実施した回数を延べ回数で記載する。

(x) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実

施の可否

マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、薬剤情報、診療情報及び特定健診情報を取得・活用して調剤を実施する体制を有している場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

(xi) 電磁的記録をもって作成された処方箋(いわゆる「電子処方箋」)の受付の可否

「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和5年1月26日最終改正。)に基づく電子処方箋により調剤することができる場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

(xii) リフィル処方箋の対応実績の件数

報告期日の前年1年間に、リフィル処方箋を受付対応した延べ件数を記載する。

(xiii) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴(以下「薬歴」という。)の管理について電子化を実施している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

- (xiv) 患者の薬歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
 - イ 患者の薬歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否 調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して 注意すべき内容を記載する手帳(いわゆる「お薬手帳」)の交付及び当該手帳へ の記載を行っている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。
 - ロ 患者の薬歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳(いわゆる「電子版お薬手帳」)を所持する者の対応の可否

「電子版お薬手帳ガイドラインについて」(令和5年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)により示されている電子版お薬手帳ガイドラインの「2.運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供しているとともに、「3.提供施設が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

- (xv) 緊急避妊薬の調剤の可否
 - イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否

緊急避妊薬の備蓄、患者のプライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備されている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

ロ オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」(令和2年4月2日付け薬生総発0402第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。令和4年8月9日最

終改正。)に基づき、オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局 となっている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

(xvi) 高度管理医療機器に係る業許可

イ 高度管理医療機器の販売業許可の有無

法第39条第1項に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ロ 高度管理医療機器の貸与業許可の有無

法第39条第1項に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を受けている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(xvii) 検体測定室の実施

「検体測定室に関するガイドラインについて」(平成26年4月9日付け医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知。令和5年6月30日最終改正。)に基づき、検体測定室を設置している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。また、「有り」の場合、検査可能な項目及び費用について、記載する。

(※三三) 災害・新興感染症への対応

以下の取組等の有無をそれぞれ記載する。

 事業継続計画(BCP)の策定の有無 薬局において、被災したことを想定した災害対策のための業務継続計画 (Business Continuity Plan; BCP)を策定している場合は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。

② 非常用電源の有無

災害等の発生時に、業務継続するための非常用電源の設備を有している場合 (複合施設等内に薬局を開設し、当該施設が有する設備により備えられている場合を含む。)は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

③ 感染症法に基づく都道府県との協定の締結の有無

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定について、都道府県と薬局が協定を締結している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。なお、本条文は、令和6年4月1日に施行される事項であること。

④ 新型コロナウイルス抗原検査キットの取扱いの有無 医療用医薬品又は一般用医薬品である新型コロナウイルス抗原検査キットを常時備蓄し、販売・授与できる体制がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(5) 地域医療連携体制

(i) 医療連携の有無

以下の取組の有無をそれぞれ記載する。

① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction(薬による有害事象を防止・回避する)という言葉を基にした造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益(副作用、相互作用、治療効果不十分など)を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

また、当該項目に該当する取組として、2(2)(ii)の薬局医療安全対策 推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけ ではなく、報告期日の前年1年間に、疑義照会により処方変更がなされた結 果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至 った事例を報告した場合も「有り」として差し支えない。

② プロトコールに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組の有無

PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「医師・薬剤師等が事前に作成・合意したプロトコールに基づき、薬剤師が薬学的知識・技能の活用により、医師等と協働して薬物治療を遂行すること」であり、院外処方における疑義照会簡素化プロトコールを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ただし、①及び②の他に医療連携の取組(地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等)を実施している場合は、報告及び公表の際にこれらの取組を追加しても差し支えない。

(ii) 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

- (iii) 入院時の情報を共有する体制
 - イ 入院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師、薬剤部、地域医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ロ 入院時の情報を共有した回数

イにおいて、「有り」であるとき、報告期日の前年1年間に、医療機関の医師、薬剤部、地域医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有した回数を延べ回数で記載する。

- (iv) 退院時の情報を共有する体制
 - イ 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師、薬剤部、地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ロ 退院時の情報を共有した回数

イにおいて、「有り」であるとき、報告期日の前年1年間に、医療機関の医師、 薬剤部、地域医療(連携)室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有した回数を延べ回数で記載する。

(v) 入院時の情報を共有する体制及び退院時の情報を共有する体制に掲げるもののほか、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報を共有した回数

報告期日の前年1年間に、医療機関に勤務する薬剤師等に対して、患者への医療提供に必要な情報を共有した回数を延べ回数で記載する。

- (vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制
 - イ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、 当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

ロ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供した実績の有無

イにおいて、「有り」であるとき、薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供した実績がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(vii) 地域住民への啓発活動への参加の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適 正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動へ参加等を行っている 場合については「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(viii) 調剤報酬上の位置付け

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第3「調剤報酬点数表」における調剤基本料、地域支援体制加算及び連携強化加算について記載

する。具体的には、調剤基本料及び地域支援体制加算については、地方厚生局への届出状況を記載する。連携強化加算については、必要な体制を整備している旨を地方厚生局に届け出ている場合に「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

2 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

法第4条に定める薬局開設の許可申請又は法第 10 条第1項に定める変更の届出により、薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を常勤、非常勤(常勤換算前の実人数)、非常勤(常勤換算)の別に記載する。記載に当たっては、「薬局等の許可等に関する疑義について(回答)」(平成 11 年 2 月 16 日付け医薬企第 16 号厚生省医薬安全局企画課長通知)の1「薬剤師の員数の解釈について」によるものとし、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。

(2) 医療安全対策の実施

(i) 副作用等に係る報告を実施した件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(3) 感染防止対策の実施の有無

手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、感染防止対策を実施している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(4) 情報開示の体制

患者等からの調剤録、薬歴、レセプト等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保している場合は「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬導守(コンプライアンス)の状況等の確認、

指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(6) 総取扱処方箋数

報告期日の前年1年間における総取扱処方箋数を記載する。

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をは じめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。) その他地域包括ケアシ ステムの構築のための会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48の規定に基づき市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議や、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号の規定に基づき介護支援専門員が主催するサービス担当者会議、地域の多職種が参加する退院時カンファレンス等、地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する(健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まない。)。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上する。

(8) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関(医師)に提供した回数を実数で記載する。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

(9) 患者満足度の調査

(i) 患者満足度の調査の実施の有無

報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の 提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。

- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
 - (i)の調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表を行っている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。
- 3 地域連携薬局等に関する事項
- (1) 地域連携薬局

- (i) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数 規則第 10 条の2第3項第8号に規定する地域包括ケアシステムに関する研修 を修了した常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。
- (ii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と 連携して対応した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第3項第2号の規定に基づき、休日 又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。

(iii) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に 提供した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第3項第3号の規定に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

(iv) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第3項第10号の規定に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

(v) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施 した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第4項第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する。

(2) 専門医療機関連携薬局

- (i) 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた常勤として勤務している薬剤師の人数 を記載する。
- (ii) 規則第 10 条の3第3項第2号の規定に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第3項第2号の規定に基づき、同項 第1号の医療機関に情報を共有した回数を記載する。

(iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と 連携して対応した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第2号の規定に基づき、休日 又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。

(iv) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に 提供した回数 報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第3号の規定に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

(v) 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知 見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第9号の規定に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数を記載する。

(vi) 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第10号の規定に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

第3 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項

第1及び第2に掲げるもののほか、医療を受ける者にとって緊急的に必要と判断される情報について、本事項で定めることとしたものであり、報告事項は必要に応じて 別途通知により示すものである。

第4 その他の留意点

1 公表している薬局の開設者が変更となった場合

薬局開設者が変更となり、新たに薬局開設許可を受けた薬局において、変更内容が薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、変更前後で薬局機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

2 公表している薬局が移転となった場合

薬局の移転により、新たに薬局開設許可を受けた薬局において、移転後も薬局に 勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、移転前後で薬局機能に変更がなく、 薬局の業務の体制が引き継がれており、当該薬局を利用していた患者が引き続き来 局できると通常想定される範囲にあり、かつ、移転前に連携していた医療機関等の 関係機関との連携が移転後も同等に継続されることが明らかであると認められる 場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。 「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」(平成 19年3月 26日付け薬食総発第 0326001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。令和3年1月 29日最終改正。)からの変更点

新

I. 薬局機能情報提供制度の考え方について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和 36 年厚生省令第1号。以下「規 則」という。)別表第1に掲げる事項(以 下「事項」という。) に係る情報につい ては、国民の選択に資するために、原則、 薬局機能情報提供制度実施要領(令和5 年11月1日付け医薬発1101第2号厚生 労働省医薬局長通知別添2)4(1)① の都道府県が定める時点における実施等 の可否又は有無等を報告・公表するもの であって、将来的な実施を想定した報告 及び公表を求めるものではないこと。当 該事項については、薬局における業務の 一部であり、当該事項以外の情報につい て報告・公表する場合は、本通知による 留意点を踏まえて実施すること。

また、事項の報告は、規則第11条の2の規定に基づき都道府県知事が定める方法又は電磁的方法を利用して薬局開設者及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法(医療機関等情報支援システム。以下「GーMIS」という。)により行うものであるが、報告に当たって薬局が記載する際の留意点をII. に示すので参考とすること。

旧

I. 薬局機能情報提供制度の考え方について

規則別表第1に掲げる事項(以下「事項」という。)に係る情報については、 国民の選択に資するために、原則、薬局機能情報提供制度実施要領(平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添)4(1)①の都道府県が定める時点(以下「報告時点」という。)における実施等の可否若しくは有無等を報告・公表するものであって、将来的な実施を想定した報告及び公表を求めるものではないこと。当該事項については、薬局における業務の一部であり、当該事項以外の情報について報告・公表する場合は、本通知による留意点を踏まえて実施すること。

また、事項の報告は、規則第11条の2の規定に基づき都道府県知事が定める方法により行うものであるが、報告に<u>あ</u>たって薬局が記載する際の留意点をII.に示すので参考にされたい。当該事項については、実施の「可否」や「有無」を報告する場合にあらかじめ定めた選択項目をチェックする方式(以下「選択方式」という。)が考えられるが、自由に記載するようなその他の報告についても、可

なお、薬局開設者が事項に係る情報について報告をしない場合、又は虚偽の報告をした場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第72条の3の規定に基づく指導の対象となることに留意すること。

能なかぎり選択方式による報告とすることは差し支えない。事項のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の実現に向けた患者本位の医薬分業の質を評価する指標となるものの報告方法については、別途通知により様式を示す予定なので、都道府県知事が事項の報告方法を定める際の参考とすること。

なお、薬局開設者が事項に係る情報について、報告をしない場合、又は虚偽の報告をした場合は、法第72条の3に基づく指導の対象となることに留意すること。

Ⅱ. 報告に<u>当</u>たっての留意点

事項に関する情報の報告に<u>当</u>たって、 留意すべき点は、次のとおりである。

- 第1 管理、運営、サービス等に関する 事項
- 1 基本情報
- (2) 薬局開設者

薬局の開設者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。株式会社等の表記を略さないこと。)を記載し、 ふりがなを付記する。

(3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。<u>法第4</u>条に定める薬局開設の許可申請又は法第10条第1項に定める変更の届出と同じ表記とし、ふりがなを付記する。

(4) 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、 ふりがな、郵便番号及び英語での表記 を付記する。また、G-MISにより Ⅱ. 報告にあたっての留意点

事項に関する情報の報告に<u>あ</u>たって、 留意すべき点は、次のとおりである。

- 第1 管理、運営、サービス等に関する 事項
- 1 基本情報
- (2) 薬局開設者

薬局の開設者の氏名(<u>ただし、</u>法人 にあっては、名称及び代表者の氏名。 株式会社等の表記を略さないこと。) を記載し、ふりがなを付記する。

(3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。<u>規則第</u> 1条に定める薬局開設の許可<u>の</u>申請<u>書</u> 又は法第 10 条に定める変更の届出と 同じ表記とし、ふりがなを付記する。

(4) 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、 ふりがな、郵便番号及び英語での表記 を付記する。

報告を行う場合は、地図情報を公表す るために必要な所在地座標(経度、緯 度)の情報を付記する。 なお、薬局開設の許可証にビル名が なお、薬局開設の許可証にビル名が 表記されていない場合であっても、ビ 表記されていない場合であっても、ビ ル名を付記することは差し支えない。 ル名を付記することは差し支えない。 (5) 薬局の面積 (新設) 法第4条に定める薬局開設の許可申 請又は法第 10 条第1項に定める変更 の届出と同じ表記とする。ただし、申 請書類等の控えがないことから同じ表 記とすることができない場合は、薬局 開設許可の面積をあらためて確認し、 記載する。 (6) 店舗販売業の併設の有無 (新設) 同一建物内に、薬局と店舗販売業が 併設している場合は「有り」とし、そ れ以外の場合は「無し」とする。 (7) 電話番号及びファクシミリ番号 (5) 電話番号及びファクシミリ番号 連絡が可能な電話番号及びファクシ 連絡が可能な電話番号及びファクシ ミリ番号を記載する。また、夜間・休 ミリ番号を記載すること。また、電話 日に連絡が可能な電話番号及びファク 番号等が複数ある場合はそれぞれを併 シミリ番号を備えている場合、併せて 記して差し支えない。ただし、対応出 記載する。 来ない時間帯等があるときはそれがわ かるよう記載すること。 (8) 電子メールアドレス (新設) 患者や住民が連絡、相談等を行うこ とのできる専用の電子メールアドレス を薬局において有しており、当該電子 <u>メールア</u>ドレスによる対応を行う場合 は、その電子メールアドレスとする。 ただし、薬局の従業者個人の電子メ ールアドレス、薬局において業務以外 に使用する等の電子メールアドレスは 含まれない。

(6)

営業日

(9) 営業日

通常の営業日を記載する。年末年始 等の特別な時期における休業日等につ いては、あらかじめ早めに報告・公表 することが望ましい。 通常の営業日を記載する<u>こと</u>。年末 年始等の特別な時期における休業日等 については、あらかじめ早めに報告・ 公表することが望ましい。

(10) 開店時間

通常の開店時間を記載する。ただし、 開店時間外の対応が可能な場合、ある いは夜間・休日営業の地域輪番・当番 制に参加している場合等は、その内容 がわかるよう記載する。

(11) 開店時間外で相談できる時間 開店時間外に電話等による相談対応 が出来る場合はその時間を記載する。

(12) 健康サポート薬局である旨の表示 の有無

「健康サポート薬局」である旨の届 出を行っている場合は「有り」とし、 該当しない場合は「無し」とする。

- (13) 地域連携薬局の認定の有無 法第6条の2に規定する地域連携薬 局の認定を受けている場合は「<u>有り</u>」 とし、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とす る。
- (14) 専門医療機関連携薬局の認定の有 無及び認定の区分

法第6条の3に規定する専門医療機 関連携薬局の認定を受けている場合は 「<u>有り</u>」とするとともに規則第10条の 3第1項に規定する傷病の区分を記載 し、それ以外の場合は「無し」とする。

2 薬局へのアクセス

(1) 薬局までの主な利用交通手段 利用交通手段のうち、主な手段を記載することとするが、以下の点に留意

(7) 開店時間

通常の開店時間を記載する<u>こと</u>。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは夜間・休日営業の地域輪番・ 当番制に参加している場合等は、その内容がわかるよう記載すること。

(8) 開店時間外で相談できる時間 開店時間外に電話等による相談対応 が出来る場合はその時間を記載する<u>こ</u> と。

(新設)

(9) 地域連携薬局の認定の有無

法第6条の2に規定する地域連携薬局の認定を受けている場合は「 \underline{a} 」とし、それ以外の場合は「 $\underline{\underline{m}}$ 」又は「 $\underline{\underline{L}}$ 」とすること。

(10) 専門医療機関連携薬局の認定の有 無及び認定の区分

法第6条の3に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合は「<u>有</u>」とするとともに規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を記載し、それ以外の場合は「無」又は「一」とすること。

- 2 薬局へのアクセス
- (1) 薬局までの主な利用交通手段 利用交通手段のうち、主な手段を記載することとするが、以下の点に留意

すること。

- ① 公共交通機関を利用した場合と し、最寄りの駅・停留所の名称、 及び当該駅や停留所からの徒歩に よる所要時間等を含むこと。
- ② 可能な限り、他の民間事業者や 医療機関の建物を目印にしないこ と。
- ③ 複数の交通手段を記載すること は差し支えない。
- ④ 交通手段以外の事項は記載しな いこと。

すること。

- ① 公共交通機関を利用した場合と し、最寄りの駅・停留所の名称、 及び当該駅や停留所からの徒歩に よる所要時間等を含むこと。
- ② 可能な限り、他の民間事業者や 医療機関の建物を目印にしないこ と。
- ③ 複数の交通手段を記載すること は差し支えない。
- ④ 交通手段以外の事項は記載しな いこと。

なお、①から④までに掲げる情 報とともに、薬局周辺の地図を含 めることは差し支えない。

(2) 薬局の駐車場

(i) 駐車場の有無

薬局において所有する駐車場、又 は契約等により薬局に訪れた患者等 が自由に使用できる駐車場を薬局に おいて保有する場合は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。 ただし、その他、最寄りに利用可能 な有料駐車場等がある場合は、例え ば、「最寄りに有料駐車場あり」等 の旨を記載することが望ましい。

なお、駐輪場の有無に関する情報 を記載する場合は、その旨を明記す る。

(ii) 駐車台数

(i)の駐車場について、駐車可能 な普通乗用車の台数を記載する。

(iii) 有料又は無料の別

(i)の駐車場について、有料又は 無料の区別を記載する。

(2) 薬局の駐車場

(i) 駐車場の有無

薬局において所有する駐車場、又 は契約等により薬局に訪れた患者等 が自由に使用できる駐車場を薬局に おいて保有する場合は「有」とし、 それ以外の場合は「無」とすること。 ただし、その他、最寄りに利用可能 な有料駐車場等がある場合は、例え ば、「最寄りに有料駐車場あり」等 の旨を記載することが望ましい。

なお、駐輪場の有無に関する情報 を記載する場合は、その旨を明記す ること。

(ii) 駐車台数

(i)の駐車場について、駐車可能 な普通乗用車の台数を記載する。

(iii) 有料又は無料の別

(i)の駐車場について、有料又は 無料の区別を記載する。

(3) ホームページアドレス

(3) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス(以下「URL」という。)を記載する。また、当該ホームページ<u>の利用</u>が有料である場合には、その旨がわかるよう必要な情報を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURLは含まない。

なお、同一のホームページに複数の 薬局の情報が含まれる場合は、各薬局 の情報が適切に閲覧できるよう配慮す るものである。 薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス(以下「URL」という。)を記載する。また、当該ホームページが有料である場合には、その旨がわかるよう必要な情報を記載する。ただし、薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するURLは含まないこと。

なお、同一のホームページに複数の 薬局の情報が含まれる場合は、各薬局 の情報が適切に閲覧できるよう配慮す るものである<u>こと</u>。

(削る)

(4) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスによる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。
 ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれないこと。

3 薬局サービス等(削る)

- 3 薬局サービス等
- (1) 健康サポート薬局である旨の表示 「健康サポート薬局」である旨を掲 載すること。該当しない場合は「無」 又は「-」等を記載すること。

(1) 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容について記載する。<u>なお、</u>相談項目を記載した上で可否を記載しても差し支えない。

(2) 相談に対する対応の可否

健康相談、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等対応可能な相談内容について記載する<u>こと</u>。相談項目を記載した上で可否を記載しても差し支えないこと。

(2) 相談できるサービスの利用方法(1) の相談に使用できるサービス

(新設)

の方法として、電話、メール又は SMS (ショートメッセージサービス) に対応できる場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。また、その他の相談方法がある場合、その方法を併せて記載する。

(3) 薬剤師不在時間の有無

規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条第2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とする。

(4) 対応することができる外国語の種類

外国語の対応が「<u>可能</u>」の場合は、 対応が可能な外国語の種類について、 対応のレベル(例えば、<u>片言、</u>日常会 話、母国語並等)を示す。

<u>また、</u>事前に連絡があれば対応可能 な場合は、「事前に連絡が必要」等の 旨を記載する。

(5) 障害者に対する配慮

イ 聴覚障害者に対するサービス内容 <u>手話、</u>画面表示、文書又は筆談で の服薬指導<u>等を実施している場合</u> は、その旨についてそれぞれ記載す

(3) 薬剤師不在時間の有無

規則第1条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第10条第2項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(4) 対応することができる外国語の種類

外国語の対応が「<u>可</u>」の場合は、対 応が可能な外国語の種類について、対 応のレベル(例えば、日常会話<u>レベル</u>、 母国語レベル等)を示すこと。

通常の営業日及び開店時間により、 対応できない曜日、時間帯等がある場合は、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載、又は具体的に対応できない曜日、時間等を記載することが望ましい。また、通常は外国語対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

(5) 障害者に対する配慮

具体的には、次に掲げるイ又はロの 場合が考えられる。

イ 聴覚障害者に対するサービス内容 画面表示、文書又は筆談での服薬 指導、手話通訳での服薬指導等の対 応の可否を記載する。 る。

また、通常は手話通訳等での対応 を行っていないが、事前に連絡があ れば対応可能な場合は、「事前に連 絡が必要」等の旨を記載する。

- ロ 視覚障害者に対するサービス内容 薬袋・薬剤への点字表示(シール 等)、服薬指導に用いる文書の点字 による作成、音声案内等を実施して いる場合は、その旨についてそれぞ れ記載する。
- (6) 車椅子の利用者に対する配慮 バリアフリー構造であること等、車 椅子での来局が可能な場合は「<u>可能</u>」 とし、それ以外は「<u>不可</u>」とする。 この場合、①スロープ、②手すり、 ③身体障害者用トイレ、④車椅子利用 者用駐車場、⑤点状ブロック、⑥昇降 機等について、それぞれを記載するこ とは差し支えない。

なお、高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 法律第 91 号)に基づく建築物移動等円 滑化基準に適合している場合は、バリ アフリー対応済みである旨記載する。

(7) 特定販売の実施

(i) 特定販売を行う際に使用する通 信手段 通常の営業日及び開店時間により、対応できない曜日、時間帯等がある場合は、対応できない曜日、時間帯等を具体的に記載するか、「曜日、時間帯等により対応できない場合がある」等の旨を記載することが望ましい。また、通常は手話通訳等での対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前に連絡が必要」等の旨を記載すること。

- ロ 視覚障害者に対するサービス内容 薬袋・薬剤への点字表示(シール 等)、服薬指導に用いる文書の点字 による作成、音声案内等を実施して いる場合は、その旨についてそれぞ れ記載すること。
- バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「<u>可</u>」とし、それ以外は「<u>否</u>」とする<u>こと</u>。この場合、①スロープ、②手すり、 ③身体障害者用トイレ、④車椅子利用

(6) 車椅子の利用者に対する配慮

③身体障害者用トイレ、④車椅子利用者用駐車場、⑤点状ブロック、⑥昇降機等について、それぞれ<u>有無</u>を記載することは差し支えない。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づく建築物移動等円滑化基準に適合している場合は、バリアフリー対応済みである旨記載する。

(新設)

規則第1条第2項第2号に規定する特定販売について、電話、インターネット及びカタログ等の通信手段別に、販売している場合は「有り」とし、販売していない場合は「無し」とする。

(ii) 特定販売を行う時間

薬局の開店時間にかかわらず、通 常の特定販売を行っている時間を記 載する。

(iii) 特定販売により販売を行う医薬 品の区分

薬局製造販売医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品 について、販売の取扱いがある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(8) 薬局製剤実施の可否

薬局製造販売医薬品(薬局製剤)の 製造販売業許可を取得し、かつ、「医 薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律施行令第 3条の規定に基づき厚生労働大臣の指 定する医薬品の有効成分の一部を改正 する件について」(令和4年12月27 日付け薬生発1227第3号厚生労働省 医薬・生活衛生局長通知)別紙1の品 目のいずれかに関し製造販売承認を受 けている場合に「可能」とし、それ以 外の場合(別紙2の品目についてのみ 製造販売の届出を行っている場合を含 む。)は「不可」とする。

(9) 薬局医薬品の取扱品目数

法第4条第5項第2号に規定する薬 局医薬品の取扱品目数(概数)を記載 する。なお、同成分で規格違いの場合 (新設)

(新設)

は、別品目とする。	
(10) 要指導医薬品及び一般用医薬品の	(新設)
取扱品目数	
法第4条第5項第3号に規定する要	
指導医薬品及び同項第4号に規定する	
一般用医薬品の合計取扱品目数(概数)	
を記載する。なお、同成分で規格違い	
の場合は、別品目とする。	
(11) 健康増進法第 43 条第6項に規定	(新設)
する特別用途食品の取扱いの有無	
健康増進法(平成 14 年法律第 103	
号) 第 43 条第 6 項に規定する特別用途	
食品のうち、病者用食品、乳児用調整	
乳、えん下困難者用食品の取扱いがあ	
る場合は「有り」とし、それ以外の場	
合は「無し」とする。	
<u>(12)</u> 配送サービスの利用	(新設)
<u>(i)</u> 配送サービスの利用の可否	
調剤された薬剤について、薬局か	
ら患者の自宅等に配送するサービス	
を実施している場合に「可能」とし、	
それ以外の場合は「不可」とする。	
<u>(ii)</u> 配送サービスの利用方法	
(i)において、「可能」であると	
き、利用の依頼方法、配送の手段(配	
送業者を利用、薬局従事者が訪問	
等)、配送の時間帯等のサービス利	
用に係る内容を具体的に記載する。	
<u>(iii)</u> 配送サービスの利用料	
(i)において、「可能」であると	
き、代金引換サービス、電子決済等	
の支払方法を記載する。	
4 費用負担	4 費用負担
(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い	(1) 医療保険及び公費負担等の取扱い
健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)
に基づく保険薬局としての指定 <u>又は</u> 厚	に基づく保険薬局としての指定 <u>及び</u> 厚

生労働大臣、都道府県知事等により以 下の法令等による各種指定を受けてい る場合は「有り」とし、それ以外の場 合は「無し」とする。

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号)、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)、労働 者災害補償保険法(昭和22年法律第50 号)、母子保健法(昭和40年法律第141 号)、児童福祉法(昭和22年法律第164 号)、難病の患者に対する医療等に関 する法律 (平成 26 年法律第 50 号)、公 害健康被害の補償等に関する法律(昭 和 48 年法律第 111 号)、戦傷病者特別 援護法(昭和38年法律第168号)、原 子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律(平成6年法律第117号)

(2) 電子決済による料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、 クレジットカード、デビットカードそ の他の電子決済の方法について、使用 可能な場合は「可能」とするとともに 利用可能な種類を記載する。

- 第2 提供サービスや地域連携体制に関 する事項
- 1 業務内容、提供サービス
- ある団体により認定された薬剤師、 又はそれらと同等の制度に基づいて 認定された薬剤師をいう。) の種類 及び人数

薬事に関する実務(調剤等業務、薬

生労働大臣、都道府県知事等により以 下の法令等による各種指定を受けてい る薬局である旨を記載する。

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年 法律第 114 号)、障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)、母子 保健法(昭和40年法律第141号)、児 童福祉法(昭和22年法律第164号)、 難病の患者に対する医療等に関する法 律(平成26年法律第50号)、公害健康 被害の補償等に関する法律(昭和48年 法律第111号)、戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号)、原子爆弾 被爆者に対する援護に関する法律(平 成6年法律第117号)

(2) クレジットカードによる料金の支 払の可否

薬局への費用の支払いについては、 クレジットカードが使用可能な場合は 「可」とするとともに利用可能な種類 を記載する。

- 第2 提供サービスや地域連携体制に関 する事項
- 1 業務内容、提供サービス
- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性の | (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性の ある団体により認定され、又はそれ らと同等の制度に基づいて認定され た薬剤師をいう。) の種類及び人数

薬事に関する実務(調剤等業務、薬

物治療、医薬品開発)について、中立 的かつ公共性のある団体(公益社団法 人薬剤師認定制度認証機構等)により 認証を受けた制度又はそれらと同等の 制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認 定団体名(公益社団法人薬剤師認定制 度認証機構により認証を受けた認定の 場合は「(CPC)」を付記)及び薬剤師 の人数(常勤・非常勤にかかわらず実 数)を記載する。ただし、保護司、麻 薬乱用防止指導員等公的な機関から任 命されるものは除く。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含めない。

(3) 登録販売者その他資格者の人数 登録販売者について、法第4条に定 める薬局開設の許可申請又は法第 10 条第1項に定める変更の届出により、 薬事に関する実務に従事する登録販売 者の人数(常勤・非常勤にかかわらず 実数)を記載する。

その他の資格者として、管理栄養士 や栄養士等の資格者が薬局に従事して いる場合、併せて記載する。1名の従 事者が複数の資格を有している場合、 その資格に係る業務を行っている場合 に限り、それぞれの実数を記載する。 なお、複数の薬局に勤務している場合 は、主として勤務する薬局のみとする。 物治療、医薬品開発)について、中立 的かつ公共性のある団体(公益社団法 人薬剤師認定制度認証機構等)により 認証を受けた制度又はそれらと同等の 制度に基づいて認定された薬剤師について、認定の種類ごとに認定名称、認 定団体名(公益社団法人薬剤師認定制 度認証機構により認証を受けた認定の 場合は「(CPC)」を付記)及び薬剤師 の人数(常勤・非常勤にかかわらず実 数)を記載する。ただし、保護司、麻 薬乱用防止指導員等公的な機関から任 命されるものは除く。

(2) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。

(新設)

(4) 薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、記載する。

- (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施
 - <u>イ</u> 無菌製剤処理に係る調剤の実施 <u>の可否(他の薬局の無菌製剤室を</u> 利用する場合を含む。)

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍 注射剤等の混合調製に関し、無菌 製剤処理を行うための施設基準に 適合している旨を地方厚生局には け出ている場合は「<u>不可</u>」とする。 なお、処方箋受付薬局が無菌調剤 室提供薬局の無菌調剤室の共同利 用を行うことにより無菌製剤処理 を要する医薬品を調剤することが できる場合においては、無菌調剤 室提供薬局の名称及び所在地<u>等を</u> 記載する。

ロ無菌調剤室の有無

薬局内に、無菌調剤室を備えている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

- ハ クリーンベンチの有無薬局内に、クリーンベンチを備えている場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。
- <u>安全キャビネットの有無</u>薬局内に、安全キャビネットを 備えている場合は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。
- ホ 無菌製剤処理に係る調剤を当該

(3) 薬局の業務内容

以下に示す条件に適合する場合について、記載する。

(i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施 の可否

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方厚生局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

なお、処方箋受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合においては、処方箋受付薬局において、「可(○○薬局(無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地)の無菌調剤室を共同利用)」として差し支えない。

薬局において実施した回数

報告期日の前年1年間に、当該 薬局で無菌製剤処理に係る調剤を 実施した回数を延べ回数で記載す る。

無菌製剤処理に係る調剤を他の 薬局の無菌調剤室を利用して実施 した回数

報告期日の前年1年間に、他の 薬局の無菌調剤室を利用して無菌 製剤処理に係る調剤を実施した回 数を延べ回数で記載する。

(ii) 一包化に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「<u>可能</u>」とする。それ以外の場合は、原則「<u>不</u><u>可</u>」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「可能」と記載して差し支えない。

- (iii) 麻薬に係る調剤の実施
 - イ 麻薬に係る調剤の実施の可否 麻薬及び向精神薬取締法第3条 第1項に基づく麻薬小売業者免許 を有し、麻薬調剤が可能な場合に 「可能」とし、それ以外の場合は 「不可」とする。
 - □ 麻薬に係る調剤を実施した回数 イにおいて、「可能」であると き、報告期日の前年1年間に、麻 薬に係る調剤を実施した回数を延 べ回数で記載する。
- (iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実 施の可否

生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・ 湯薬を調剤することができる場合に 「可能」とし、それ以外の場合は「不 (ii) 一包化<u>薬</u>に係る調剤の実施の可 否

一包化調剤が可能な場合は「<u>可</u>」とする。それ以外の場合は、原則「<u>否</u>」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合においては「可」と記載して差し支えない。

(iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有し、麻薬調 剤が可能な場合に「<u>可</u>」とし、それ 以外の場合は「否」とすること。

(iv) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実 施の可否

生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・ 湯薬を調剤することができる場合に 「可」とし、それ以外の場合は「否」

可」とする。 とすること。 (削る) (v)薬局製剤実施の可否 薬局製造販売医薬品(薬局製剤) の製造販売業許可を取得し、かつ、 「医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律 施行令第3条の規定に基づき厚生労 働大臣の指定する医薬品の有効成分 の一部を改正する件について」(平 成27年3月31日付け薬食発0331第 1号厚生労働省医薬食品局長通知) 別紙1の品目のいずれかに関し製造 販売承認を受けている場合に「可」 とし、それ以外の場合(別紙2の品 目についてのみ製造販売の届出を行 っている場合を含む。)は「否」と すること。 (vi) 医療を受ける者の居宅等におい (v) 医療を受ける者の居宅等におい て行う調剤業務の実施 て行う調剤業務の実施の可否 イ 医療を受ける者の居宅等におい て行う調剤業務の実施の可否 医療を受ける者の居宅等におい 医療を受ける者の居宅等において て医師又は歯科医師が交付した処 医師又は歯科医師が交付した処方箋 方箋により調剤業務を行う場合 により調剤業務を行う場合で、在宅 で、在宅患者訪問薬剤管理指導を 患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地 行う旨を地方厚生局に届出を行っ 方厚生局に届出を行っている場合に ている場合に「可能」とし、それ 「可」とし、それ以外の場合は「否」 以外の場合は「不可」とする。 とすること。 ロ 医療を受ける者の居宅等におい て行う調剤業務を実施した件数 イにおいて、「可能」であると き、在宅患者訪問薬剤管理指導料 等の算定にかかわらず、報告期日 の前年1年間に、医療を受ける者 の居宅等において調剤業務を実施 した延べ件数を実数で記載する。

(vi) 携帯型ディスポーザブル注入ポ	(新設)
ンプの取扱いの有無	(42) (42)
携帯型ディスポーザブル注入ポン	
プのうち、PCA 型を常時薬局内に在	
庫している場合又は速やかに対応可	
能な場合は「有り」とし、それ以外	
の場合は「無し」とする。	
(vii) 小児の訪問薬剤管理指導の実績	(新設)
の有無	(42) (42)
<u>** 日 ***</u> 在宅患者訪問薬剤管理指導の算定	
の有無にかかわらず、15歳未満の小	
児に対して訪問による指導の実績が	
ある場合に「有り」とし、それ以外	
の場合は「無し」とする。	
(viii) 医療的ケア児への薬学的管理・	(新設)
指導の可否	(1)
日常生活及び社会生活を営むため	
が不可欠である児童(18 歳未満の者	
及び 18 歳以上の者であって高等学	
校等(学校教育法(昭和22年法律第	
26 号) に規定する高等学校、中等教	
育学校の後期課程及び特別支援学校	
の高等部をいう。) に在籍するもの	
<u>をいう。)に対して、人工呼吸器や</u>	
胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管	
栄養などの当該患者の状態に合わせ	
た必要な薬学的管理及び指導を行う	
体制が整備されている場合に「可能」	
とし、それ以外の場合は「不可」と	
<u>する。</u>	
(ix) オンライン服薬指導の実施	<u>(vii)</u> オンライン服薬指導の実施 <u>の有</u>
	<u>無</u>
<u>イ</u> オンライン服薬指導の実施の可	
查	
規則第 15 条の 13 第 2 項に規定	規則第 15 条の 13 第 2 項に規定す

する方法による服薬指導(以下「オンライン服薬指導」という。)を 実施している場合は「可能」とし、 それ以外の場合は「不可」とする。 ロ オンライン服薬指導の実施の方法 る方法で服薬指導を実施している場合は「<u>有</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無</u>」とする<u>こと</u>。

イにおいて、「可能」であるとき、実施の方法に係る概要を記載する。また、実施の方法に関する URL がある場合、その URL を併せて記載する。

<u>ハ</u> <u>オンライン服薬指導を実施した</u> 回数

イにおいて、「可能」であるとき、報告期日の前年1年間に、オンライン服薬指導を実施した回数を延べ回数で記載する。

(x)電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の可否

マイナンバーカードの保険証利用 により、本人の同意の下、薬剤情報、 診療情報及び特定健診情報を取得・ 活用して調剤を実施する体制を有し ている場合に「可能」とし、それ以 外の場合は「不可」とする。

(xi) 電磁的記録をもって作成された 処方箋(いわゆる「電子処方箋」) の受付の可否

「電子処方箋管理サービスの運用 について」(令和4年10月28日付け 薬生発1028第1号医政発1028第1号 保発1028第1号厚生労働省医薬・生 活衛生局長・医政局長・保険局長通 知。令和5年1月26日最終改正。) に基づく電子処方箋により調剤する (新設)

(viii) 電磁的記録をもって作成された 処方箋の受付の可否

電子処方箋の運用ガイドライン (平成28年3月31日付け医政発0331 第31号、薬生発0331第11号、保発0331 第27号、政社発0331第2号厚生労働 省医政局長、医薬・生活衛生局長、 保険局長、政策統括官(社会保障担 当)通知別紙1)(令和2年4月30 ことができる場合に「可能」とし、 それ以外の場合は「不可」とする。

日最終改正))に準拠した電子処方 箋により調剤することができる場合 に「可」とし、それ以外の場合は「否」 とすること。

 (xii)
 リフィル処方箋の対応実績の件

 数

報告期日の前年1年間に、リフィ ル処方箋を受付対応した延べ件数を 記載する。 (新設)

(xiii) <u>電磁的記録による</u>薬剤服用歴管 理の実施の有無

薬剤服用歴(以下「薬歴」という。) の管理<u>について電子化を実施</u>している場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の 場合は「無し」とする。

- (ix)薬剤服用歴管理の実施
 - イ 薬剤服用歴管理の実施の有無 薬剤服用歴(以下「薬歴」とい う。)を管理している場合は「<u>有</u>」 とし、それ以外の場合は「<u>無</u>」と すること。
 - <u>ロ</u> 電磁的記録による薬剤服用歴管 理の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

- (xiv) 患者の<u>薬歴</u>その他の情報を一元 的かつ経時的に管理できる手帳の 交付
 - イ 患者の<u>薬歴</u>その他の情報を一元 的かつ経時的に管理できる手帳の 交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、 用法、用量、相互作用その他服用 に際して注意すべき<u>内容</u>を記載す る手帳(いわゆる「お薬手帳」) の交付及び当該手帳への記載を行 っている場合に「<u>可能</u>」とし、そ れ以外の場合は「不可」とする。

ロ 患者の<u>薬歴</u>その他の情報を電磁 的記録をもつて一元的かつ経時的

- (x) 患者の<u>薬剤服用歴</u>その他の情報 を一元的かつ経時的に管理できる 手帳の交付
 - イ 患者の<u>薬剤服用歴</u>その他の情報 を一元的かつ経時的に管理できる 手帳の交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、 用法、用量、相互作用その他服用 に際して注意すべき<u>事項</u>を記載す る手帳(いわゆる「お薬手帳」) の交付及び当該手帳への記載を行 っている場合に「<u>可</u>」とし、それ 以外の場合は「<u>否</u>」とする<u>こと</u>。

ロ 患者の<u>薬剤服用歴</u>その他の情報 を電磁的記録をもつて一元的かつ に管理できる手帳(いわゆる「電 子版お薬手帳」)を所持する者の 対応の可否

「電子版お薬手帳ガイドラインについて」(令和5年3月31日付け薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)により示されている電子版お薬手帳ガイドラインの「2.運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供しているとともに、「3.提供施設が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されている場合に「可能」とし、それ以外の場合は「不可」とする。

(xv) 緊急避妊薬の調剤の可否

- イ 緊急避妊薬の調剤の対応可否 緊急避妊薬の備蓄、患者のプラ イバシーへの十分な配慮、緊急避 妊薬を服用するための飲料水の確 保等に対応できるような体制を整 備されている場合に「可能」とし、 それ以外の場合は「不可」とする。
- <u>ロ</u> オンライン診療に伴う緊急避妊 薬の調剤の対応可否

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」(令和2年4月2日付け薬生総発0402第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。令和4年8月9日最終改正。)に基づき、オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局となっている場合に「可能」とし、それ以外の場合

経時的に管理できる手帳(いわゆる「電子版お薬手帳」)を所持する者の対応の可否

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)の「第2提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

(新設)

は「不可」とする。	
(xvi) <u>高度管理医療機器に係る業許可</u>	(新設)
<u>イ</u> 高度管理医療機器の販売業許可	
<u>の有無</u>	
法第 39 条第1項に基づく高度管	
理医療機器等販売業の許可を受け	
ている場合は「有り」とし、それ以	
外の場合は「無し」とする。	
<u>ロ</u> 高度管理医療機器の貸与業許可	
<u>の有無</u>	
法第 39 条第1項に基づく高度管	
理医療機器等貸与業の許可を受け	
ている場合は「有り」とし、それ以	
外の場合は「無し」とする。	
(xvii) 検体測定室の実施	(新設)
「検体測定室に関するガイドライ	
ンについて」(平成26年4月9日付	
け医政発 0409 第4号厚生労働省医	
政局長通知。令和5年6月30日最終	
改正。)に基づき、検体測定室を設	
置している場合は「有り」とし、そ	
れ以外の場合は「無し」とする。ま	
た、「有り」の場合、検査可能な項	
<u>目及び費用について、記載する。</u>	
(miii) <u>災害・新興感染症への対応</u>	(新設)
以下の取組等の有無をそれぞれ記	
<u>載する。</u>	
① 事業継続計画(BCP)の策	
<u>定の有無</u>	
薬局において、被災したこと	
を想定した災害対策のための業	
務継続計画 (Business	
Continuity Plan; BCP) を策	
定している場合は「有り」とし、	
それ以外の場合は「無し」とす	
<u> 5.</u>	

② 非常用電源の有無

災害等の発生時に、業務継続 するための非常用電源の設備を 有している場合(複合施設等内 に薬局を開設し、当該施設が有 する設備により備えられている 場合を含む。)は「有り」とし、 それ以外の場合は「無し」とす る。

③ <u>感染症法に基づく都道府県と</u> の協定の締結の有無

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定について、都道府県と薬局が協定を締結している場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。なお、本条文は、令和6年4月1日に施行される事項であること。

④ 新型コロナウイルス抗原検査 キットの取扱いの有無

医療用医薬品又は一般用医薬品である新型コロナウイルス抗原検査キットを常時備蓄し、販売・授与できる体制がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

- (5) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無 以下の取組の有無なそれ

以下の取組の有無をそれぞれ記載

- (4) 地域医療連携体制
 - (i) 医療連携の有無 以下の取組の有無をそれぞれ記載

する。

 プレアボイド事例の把握・収 集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction (薬による有害事象を 防止・回避する) という言葉を 基にした造語であり、医療機関 では一般社団法人日本病院薬剤 師会においても薬剤師が薬物療 法に直接関与し、薬学的患者ケ アを実践して患者の不利益(副 作用、相互作用、治療効果不十 分など)を回避あるいは軽減し た事例をプレアボイドと称して 報告を収集し、共有する取組が 行われているが、近年では、医 療機関だけではなく、薬局にお ける副作用等の健康被害の回避 症例等も収集し、当該情報を医 療機関等の関係者と連携して共 有する取組も行われている。薬 局においてこのような取組に参 加し、事例の提供を行っている 場合は「有り」とし、それ以外 の場合は「無し」とする。

また、当該項目に該当する取組として、2(2)(ii)の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、報告期日の前年1年間に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を

すること。

①プレアボイド事例の把握・収集 に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction (薬による有害事象を 防止・回避する) という言葉を 基にした造語であり、医療機関 では一般社団法人日本病院薬剤 師会においても薬剤師が薬物療 法に直接関与し、薬学的患者ケ アを実践して患者の不利益(副 作用、相互作用、治療効果不十 分など)を回避あるいは軽減し た事例をプレアボイドと称して 報告を収集し、共有する取組が 行われているが、近年では、医 療機関だけではなく、薬局にお ける副作用等の健康被害の回避 症例等も収集し、当該情報を医 療機関等の関係者と連携して共 有する取組も行われている。薬 局においてこのような取組に参 加し、事例の提供を行っている 場合は「有」とし、それ以外の 場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、2(2)(ii)の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけではなく、薬局機能情報提供制度実施要領(平成19年3月26日付け薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知別添)4
(2)①の都道府県が定める期

報告した場合も「<u>有り</u>」として 差し支えない。

② プロトコールに基づいた薬物 治療管理 (PBPM) の取組の有無 PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「医師・薬剤師等が事前 に作成・合意したプロトコール に基づき、薬剤師が薬学的知識・ 技能の活用により、医師等と協 働して薬物治療を遂行するこ と」であり、院外処方における 疑義照会簡素化プロトコールを 導入することにより、薬物療法 の適正化や患者の利便性の向上 を達成する取組を実施している 場合は「有り」とし、それ以外 の場合は「無し」とする。

ただし、①及び②の他に医療 連携の取組(地域の医療機関等 が連携した薬剤の使用に関する フォーミュラリーを導入する取 組等)を実施している場合は、 報告及び公表の際にこれらの取 組を追加しても差し支えない。

(ii) 地域医療情報連携ネットワーク への参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、 そのネットワークに参加し、患者情 日(以下「報告期日」という。) の前年1年間(1月1日~12月 31日)に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

②<u>プロトコル</u>に基づいた薬物治療 管理 (PBPM) の取組の有無

PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ただし、①及び②の他に医療 連携の取組(地域の医療機関等 が連携した薬剤の使用に関する フォーミュラリーを導入する取 組等)を実施している場合は、 報告及び公表の際にこれらの取 組を追加しても差し支えない。

(ii) 地域医療情報連携ネットワーク への参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、 そのネットワークに参加し、患者情 報の共有等による薬学的管理の向上 に取り組んでいる場合は「<u>有り</u>」と し、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とす る。 報の共有等による薬学的管理の向上 に取り組んでいる場合は「 \underline{a} 」とし、 それ以外の場合は「 $\underline{\underline{m}}$ 」とする<u>こと</u>。

(iii) 入院時の情報を共有する体制

(iii) 入院時の情報を共有する体制<u>の</u> 有無

<u>イ</u> 入院時の情報を共有する体制 <u>の有無</u>

医療機関の医師、薬剤部、地域医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とする。

 口 入院時の情報を共有した回数 イにおいて、「有り」であると き、報告期日の前年1年間に、 医療機関の医師、薬剤部、地域 医療(連携)室等との連携により、入院時の情報を共有した回 数を延べ回数で記載する。 医療機関の医師<u>又は</u>薬剤部<u>や</u>地域 医療(連携)室等との連携により、 入院時の情報を共有する体制がある 場合は「<u>有</u>」とし、それ以外の場合 は「無」とすること。

- (iv) 退院時の情報を共有する体制
 - <u>イ</u> 退院時の情報を共有する体制の 有無

医療機関の医師、薬剤部、地域 医療(連携)室等との連携により、 退院時カンファレンスへの参加や 退院時の情報を共有する体制があ る場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外 の場合は「<u>無し</u>」とする。

<u>ロ</u> 退院時の情報を共有した回数<u>イにおいて、「有り」であるとき、報告期日の前年1年間に、医療機関の医師、薬剤部、地域医療</u>(連携)室等との連携により、退

(iv) 退院時の情報を共有する体制<u>の</u> <u>有無</u>

医療機関の医師<u>又は</u>薬剤部<u>や</u>地域 医療(連携)室等との連携により、 退院時カンファレンスへの参加や退 院時の情報を共有する体制がある場 合は「<u>有</u>」とし、それ以外の場合は 「無」とすること。 院時カンファレンスへの参加や退 院時の情報を共有した回数を延べ 回数で記載する。

(v) 入院時の情報を共有する体制及び退院時の情報を共有する体制に 掲げるもののほか、地域における 薬剤及び医薬品の適正な使用の推 進及び効率的な提供に必要な情報 を共有した回数

報告期日の前年1年間に、医療機関に勤務する薬剤師等に対して、患者への医療提供に必要な情報を共有した回数を延べ回数で記載する。

(vi) 受診勧奨に係る情報等を医療機 関に提供する体制

<u>イ</u> 受診勧奨に係る情報等を医療機 関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

<u>ロ</u> 受診勧奨に係る情報等を医療機 関に提供した実績の有無

イにおいて、「有り」であるとき、薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関

(新設)

(v) 受診勧奨に係る情報等を医療機 関に提供する体制<u>の有無</u>

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(医師) に提供した実績がある場合は「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

(vii) 地域住民への啓発活動への参加 の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が 地域住民に対して開催している薬の 特性や適正使用の必要性等に関する 講習会、学校教育等の啓発活動へ参 加等を行っている場合については 「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「無 し」とする。

(viii) 調剤報酬上の位置付け

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第3「調剤報酬点数表」における調剤基本料、地域支援体制加算及び連携強化加算について記載する。具体的には、調剤基本料及び地域支援体制加算については、地方厚生局への届出状況を記載する。連携強化加算については、必要な体制を整備している旨を地方厚生局に届け出ている場合に「有り」とし、それ以外の場合は「無し」とする。

- 2 実績、結果等に関する事項
- (1) 薬局の薬剤師数

法第4条に定める薬局開設の許可申 請又は法第10条第1項に定める変更 の届出により、薬事に関する実務に従 事する薬剤師の数を常勤、非常勤(常 勤換算前の実人数)、非常勤(常勤換 算)の別に記載する。記載に当たって は、「薬局等の許可等に関する疑義に ついて(回答)」(平成11年2月16 日付け医薬企第16号厚生省医薬安全 (vi) 地域住民への啓発活動への参加 の有無

地方公共団体や地区薬剤師会等が 地域住民に対して開催している薬の 特性や適正使用の必要性等に関する 講習会、学校教育等の啓発活動へ参 加等を行っている場合については 「<u>有</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無</u>」 とすること。

(新設)

- 2 実績、結果等に関する事項
- (1) 薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載する。記載に<u>あ</u>たっては、「薬局等の許可等に関する疑義について(回答)」(平成11年2月16日付け医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知)記1「薬剤師の員数の解釈について」によるものとする。

<u>なお、この場合、端数は</u>切り捨てる ものとする。 局企画課長通知) \underline{o} 1「薬剤師の員数の解釈について」によるものと \underline{c} し、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。

(2) 医療安全対策の実施

(i) 副作用等に係る報告<u>を</u>実施<u>した</u> 件数

報告期日の前年1年間に、法第68 条の10第2項に基づく副作用等の 報告を実施した延べ件数を記載す る。

(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とする。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬导」として登録を行るのな

「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局とヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(3) 感染防止対策の実施の有無 手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、 感染防止対策を実施している場合は 「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無</u> し」とする。

(4) 情報開示の体制

(2) 医療安全対策の実施

(i) 副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

(ii) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「<u>有</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無</u>」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、

「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(3) 感染防止対策の実施の有無 手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、 感染防止対策を実施し、その旨を利用 者に対しても薬局に掲示等により周知 している場合は「有」とし、それ以外 の場合は「無」とすること。

(4) 情報開示の体制

患者等からの調剤録、薬歴、レセプト等の情報に<u>関する相談、開示請求に</u> 応じられる体制を確保している場合は 「可能」とし、それ以外の場合は「<u>不</u> 可」とする。 調剤録、薬歴、レセプト等の情報に ついて患者本人からの求めに基づいて 情報開示する場合には「可」とし、そ れ以外の場合は「<u>否</u>」とする<u>こと</u>。

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「<u>無し</u>」とする。

(5) 症例を検討するための会議等の開 催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的に実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(6) 総取扱処方箋数

報告期日の前年1年間に<u>おける総取</u> 扱処方箋数を記載する。 (6) 処方箋を応需した者の数(患者数) 報告期日の前年1年間に、処方箋を 応需した延べ患者数を記載する。ただ し、報告及び公表方法については実数 又は概数のいずれかの方法を用いることとして都道府県が定めることとして 差し支えない。

(削る)

(7) 医療を受ける者の居宅等において 行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

(7) 健康サポート薬局に係る研修を修 了した薬剤師が地域ケア会議(行政 職員をはじめとした地域の関係者か ら構成される会議体をいう。)その 他地域包括ケアシステムの構築のた めの会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が、介護保険法(平成9年法律第 123

(8) 健康サポート薬局に係る研修を修 了した薬剤師が地域ケア会議(行政 職員をはじめとした地域の関係者か ら構成される会議体をいう。)その 他地域包括ケアシステムの構築のた めの会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参

号)第115条の48の規定に基づき市町 村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議や、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号の規定に基づき介護支援専門員が主催するサービス担当者会議、地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する(健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まない。)。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上する。 加する会議に参加した回数を実数で記載する。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。

(8) (略)

(9) 患者満足度の調査

- (i) 患者満足度の調査の実施の有無報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「<u>有り</u>」とし、それ以外の場合は「無し」とする。
- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の 有無
 - (i)の調査結果について、薬局に おいて閲覧できるようにする等、公 表を行っている場合は「<u>有り</u>」とし、 それ以外の場合は「無し」とする。
- 3 地域連携薬局等に関する事項
- (1) 地域連携薬局(削る)

(9) (略)

(10) 患者満足度の調査

- (i)患者満足度の調査の実施の有無報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「<u>有</u>」とし、それ以外の場合は「無」とすること。
- (ii) 患者満足度の調査結果の提供の 有無
 - (i)の調査結果について、薬局に おいて閲覧できるようにする等、公 表を行っている場合は「<u>有</u>」とし、 それ以外の場合は「無」とすること。
- 3 地域連携薬局等に関する事項
- (1) 地域連携薬局
 - (ii) 規則第10条の2第2項第2号に 基づき、医療機関に情報を共有し た回数

次のイからハのそれぞれの回数を 記載すること。

イ 利用者(法第6条の2第1項 第1号に規定する利用者をい う。ロにおいて同じ。)が医療 機関に入院する場合に当該医療 機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月まで の過去1年間に、規則第10条の 2第2項第2号に基づく報告及 び連絡のうち、利用者が医療機 関に入院する場合に行った報告 及び連絡の回数を記載する。

<u>ロ</u>利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を 共有した回数

認定(更新)申請の前月まで の過去1年間に、規則第10条の 2第2項第2号に基づく報告及 び連絡のうち、利用者が医療機 関から退院する場合に行った報 告及び連絡の回数を記載する。

ハ イ及び口に掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数

認定(更新)申請の前月まで の過去1年間に、規則第10条の 2第2項第2号に基づく報告及 び連絡のうち、イ及びロの回数 を除いた報告及び連絡の回数を 記載する。(居宅等を訪問して 情報提供や指導を行い、その報 告書を医療機関へ提出して情報 共有を行った回数を含む。) (ii) 休日又は夜間に調剤の求めがあ (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあ った場合に地域における他の薬局 った場合に地域における他の薬局 開設者と連携して対応した回数 開設者と連携して対応した回数 報告期日の前年1年間に、規則第 認定(更新)申請の前月までの過 10条の2第3項第2号の規定に基 去1年間に、規則第10条の2第3項 づき、休日又は夜間に調剤の求めが 第2号に基づき、休日又は夜間に調 あった場合に調剤を行った回数を記 剤の求めがあった場合に調剤を行っ た回数を記載する。 載する。 (iii) 在庫として保管する医薬品を必 (iv) 在庫として保管する医薬品を必 要な場合に地域における他の薬局 要な場合に地域における他の薬局 開設者に提供した回数 開設者に提供した回数 報告期日の前年1年間に、規則第 認定(更新)申請の前月までの過 10条の2第3項第3号の規定に基 去1年間に、規則第10条の2第3項 づき、在庫として保管する医薬品を 第3号に基づき、在庫として保管す 他の薬局開設者に提供した回数を記 る医薬品を他の薬局開設者に提供し 載する。 た回数を記載する。 (削る) (v) 麻薬に係る調剤を行った回数 認定(更新)申請の前月までの過 去1年間に、規則第10条の2第3項 第4号に基づき、麻薬に係る調剤を 行った回数を記載する。 (削る) (vi) 無菌製剤処理に係る調剤を行っ た回数 イ 当該薬局において実施した回数 認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の2第 3項第5号に基づき、当該薬局に おいて無菌製剤処理に係る調剤を 行った回数を記載する。 ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用し て実施した回数 認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の2第 3項第5号に基づき、規則第11条 の8に規定する他の薬局の無菌調

剤室を利用して無菌製剤処理に係 る調剤を行った回数を記載する。

<u>小</u> 他の薬局を紹介する等により実 施した回数

認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、当該薬局の利用者 から無菌製剤処理に係る調剤の求 めに対して、無菌製剤処理を実施 できる他の薬局を紹介した回数を 記載する。

(iv) 地域における他の医療提供施設 に対し医薬品の適正使用に関する 情報を提供した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第3項第10号の規定に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

(v) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の2第4項第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する。

(2) 専門医療機関連携薬局

(ii) 規則第 10 条の3第3項第2号 に基づき、同項第1号の医療機関 に情報を共有した回数

> <u>報告期日の前年</u>1年間に、規則 第 10 条の3第3項第2号の規定

(vii) 地域における他の医療提供施設 に対し医薬品の適正使用に関する 情報を提供した回数

> <u>認定(更新)申請の前月までの</u> <u>過去</u>1年間に、規則第10条の2第 3項第10号に基づき、地域におけ る他の医療提供施設に対し医薬品 の適正使用に関する情報を提供し た回数を記載する。

(viii) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

<u>認定(更新)申請の前月末での過去</u>1年間に、規則第10条の2第4項第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する。

(2) 専門医療機関連携薬局

(ii) 規則第10条の3第3項第2号に 基づき、同項第1号の医療機関に 情報を共有した回数

> 認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の3第

に基づき、同項第1号の医療機関 に情報を共有した回数を記載す る。

- 3項第2号に基づき、同項第1号 の医療機関に情報を共有した回数 を記載する。
- (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第2号の規定に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
- (iii) 休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に地域における<u>ほか</u>の薬局開設者と連携して対応した回数<u>認定(更新)申請の前月までの過去</u>1年間に、規則第10条の3第4項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合に調剤を行った回数を記載する。
- (iv) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
- (iv) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第3号の規定に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の3第 4項第3号に基づき、在庫として 保管する傷病の区分に係る医薬品 を他の薬局開設者に提供した回数 を記載する。

(削る)

- (v) 麻薬に係る調剤を行った回数認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の3第4項第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。
- (v) 地域における他の薬局開設者に 対して傷病の区分ごとの専門的な 薬学的知見に基づく調剤及び指導 に関する研修を行った回数
- (vi) 地域における他の薬局開設者に 対して傷病の区分ごとの専門的な 薬学的知見に基づく調剤及び指導 に関する研修を行った回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第9号<u>の規定</u>に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数を記載する。

認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の3第 4項第9号に基づき、地域におけ る他の薬局開設者に対して傷病の 区分ごとの専門的な薬学的知見に 基づく調剤及び指導に関する研修 を行った回数を記載する。 (vi) 地域における他の医療提供施設 に対して傷病の区分ごとの医薬品 の適正使用に関する情報を提供し た回数

報告期日の前年1年間に、規則第10条の3第4項第10号の規定に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

(vii) 地域における他の医療提供施設 に対して傷病の区分ごとの医薬品 の適正使用に関する情報を提供し た回数

> 認定(更新)申請の前月までの 過去1年間に、規則第10条の3第 4項第10号に基づき、地域におけ る他の医療提供施設に対して傷病 の区分ごとの医薬品の適正使用に 関する情報を提供した回数を記載 する。

第3 その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項

第1及び第2に掲げるもののほか、医療を受ける者にとって緊急的に必要と判断される情報について、本事項で定めることとしたものであり、報告事項は必要に応じて別途通知により示すものである。

(新設)

第4 その他の留意点

1 公表している薬局の開設者が変更と なった場合

薬局開設者が変更となり、新たに薬局開設許可を受けた薬局において、変更内容が薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が同じである等、変更前後で薬局機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。

(新設)

<u>2</u> 公表している薬局が移転となった場<u>合</u>

薬局の移転により、新たに薬局開設 許可を受けた薬局において、移転後も 薬局に勤務する薬剤師等の勤務状況が (新設)

同じである等、移転前後で薬局機能に変更がなく、薬局の業務の体制が引き継がれており、当該薬局を利用していた患者が引き続き来局できると通常想定される範囲にあり、かつ、移転前に連携していた医療機関等の関係機関との連携が移転後も同等に継続されることが明らかであると認められる場合は、変更前の実績を変更後の実績に含めることは差し支えない。